

リフレッシュとくしまプラン  
～ オンリーワンとくしまの実現を目指した新しい行財政システムの構築～

徳 島 県  
平成15年10月

はじめに

地方分権改革の進展により、地域の個性と活力を發揮した地域間競争がますます激しくなっており、限られた財源や人材をいかに活かすか、県としての力量が問われる時代を迎えております。

本県においては、これまで、地方分権時代を切り拓くための独自の行財政改革「アクション21」に取り組んできており、職員数の削減や組織管理、財政の健全化等について数値目標を定めるなど、計画的に改革を進めてまいりました。

しかしながら、社会の変革のスピードは想像以上に加速しており、本県を取り巻く行財政環境も、経済の低迷に伴う県税収入の落ち込みや国の構造改革による国庫補助金や地方交付税の減など予想以上に厳しい状況になってきております。

厳しさを増す財政状況の下で、急速に進む少子化・高齢化、高度情報化への対応などの諸課題に的確に対応していくためには、とかく陥りがちな行政主導の発想や行動原則をもう一度県民の目線に立って見つめ直し、新しい価値基準に基づき、これまで以上に、限られた行財政資源の戦略的、効率的な配分を行っていかねばなりません。

このようなことから、オンリーワン徳島の実現に向けて県民一人ひとりの思いや夢を大切にしながら、県民の利益を最優先する行財政のシステムづくりを目指し、21世紀初頭を担う新たな行政運営の仕組みを再構築するため、新たなとくしまづくりと将来の安心に繋がる徹底した行財政改革に取り組むこととし、この度、新たな行財政改革プラン「リフレッシュとくしまプラン」を策定いたしました。

このプランは、行政に携わる職員一人ひとりが、新たな行動を起こしていくための改革に関する明確なビジョンを共有するとともに、具体的推進施策について、実施時期や改革内容を明らかにした改革工程表を取りまとめるなど、できるだけわかりやすく策定したものであります。

本プランの推進にあたっては、前例踏襲を打破し、従来の考え方や方法にとらわれない柔軟な発想と創意工夫が重要であると考えております。

改革の実現に向けて、県民の皆様の御理解・御協力をいただきながら、私自身断固たるリーダーシップを發揮し、全職員が一丸となって取り組んでまいる決意であります。

平成15年10月

徳島県知事 飯泉 嘉門

## 目 次

### 第1章 プランの趣旨

- |   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | プラン策定の趣旨        | 1 |
|   | (1) これまでの取組経過   |   |
|   | (2) 本県の行財政の現状分析 |   |
|   | (3) 新たな時代への対応   |   |
| 2 | プランの位置づけと推進方法   | 3 |
| 3 | プランの推進期間        | 3 |

### 第2章 プランの考え方

- |   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 理念（ねらい）                  | 4 |
| 2 | 再構築の視点（新たな3つの価値基準）       | 4 |
|   | (1) 徹底した情報公開を進める         |   |
|   | (2) 県民の目線に立った県政運営を行う     |   |
|   | (3) 分権型社会を創造（役割分担の明確化）する |   |
| 3 | 5つのリフレッシュ戦略              | 5 |

### 第3章 プランの内容「5つのリフレッシュ戦略」

- |          |             |    |
|----------|-------------|----|
| リフレッシュ戦略 | 「情報公開・手続」改革 | 7  |
| リフレッシュ戦略 | 「協働・参画」改革   | 14 |
| リフレッシュ戦略 | 「組織・経営」改革   | 23 |
| リフレッシュ戦略 | 「財政運営」改革    | 41 |
| リフレッシュ戦略 | 「人財・意識」改革   | 52 |

用語解説 59

参考資料

## 第1章 プランの趣旨

### 1 プラン策定の趣旨

#### (1) これまでの取組経過

本県においては、平成9年度から、地方分権時代にふさわしい行財政システムを再構築するため、新たな行財政改革「アクション21」に取り組んできている。

平成11年3月には、平成15年度までを計画期間とする「新行財政システム推進大綱改訂版」を策定し、行政面からの改革「3Cプロジェクト」と財政面からの改革「財政健全化推進プログラム」を車の両輪として、事務事業の見直しや出先機関の再編、職員数の削減、県債発行の抑制など、行政の軽量化、効率化を進めるとともに、限られた行財政資源の戦略的・効果的な配分に努めてきたところである。

また、平成14年度からは、行政サービスの質の向上を図るため、「新3Cプロジェクト」として、県民の満足度を高めるための施策を展開しているところである。

しかしながら、国における構造改革や地方分権の推進、高度情報化の進展等、本県の行財政を取り巻く変革の動きは、想像以上に加速しており、従来の延長線上の発想から転換を図り、一段と踏み込んだ新たな改革への取組が不可欠となっている。

#### (2) 本県の行財政の現状分析

本県の財政構造は、歳入全体に占める県税収入の割合が非常に低く、地方交付税や国庫支出金など国に大きく依存する構造となっており、県債残高についても、普通会計の規模を大きく上回る状況となっている。

また、知事部局職員数は、平成10年度以降漸減傾向にあるが、年齢構成は、50歳半ばのいわゆる団塊の世代に該当する年齢層が多く、4～5年後に予想される大量の退職による総体的な執行力の急激な低下が懸念される場所である。

一方、職員の性別構成は、全職員数の約4分の1を女性職員が占めており、その割合は年々高まりつつあり、男女共同参画社会実現に向けて、女性職員の職域・職層の拡大による積極的な活用が急務となっている。

また、本県の出先機関は、それぞれの分野別に縦割りの出先機関を設置して以来、基本的な枠組みの変更はなく今日まで約35年が経過しており、市町村への権限移譲についても、ごく一部に留まっている状況にある。

県の出先機関の機能強化に向けた検討や権限移譲等については、これまで統合再編といった観点からの取組が不十分であり、地方分権の進展の中で、地域住民のニーズに応え、総合的かつ柔軟に政策を立案し、事業を実施していくためには、地域住民に最も近い行政体である県の出先機関や市町村の体制の一層の強化が求められている。

### (3) 新たな時代への対応

#### ア 分権の進展による県の役割の変化

国及び地方における危機的な財政状況や少子化・高齢化の急速な進行等の新たな環境変化を前提に、現在、国と地方の役割分担の適正化や地域における行政の総合化、税源配分のあり方など、様々な地方分権改革の論議が盛んである。

本県においても、平成16年度末の市町村合併特例法の期限切れに向けて、県内各地域において、市町村合併に向けた動きが加速する中で、求められる県の役割も大きく変化してくることが想定される。

こうした地方分権の動きを受けて、県民自らが行政サービスによる受益と負担の関係を実感し、その認識に基づく合理的な判断をする新たな行政の仕組みづくりに早急に取り組んでいく必要がある。

#### イ 引き続き厳しい財政状況

我が国の財政状況は、主要先進国中最悪といわれる危機的な状況となっており、極めて厳しい状況にある。

こうした状況を踏まえ、国においては、税源配分のあり方や財源保障機能など国と地方の関係の抜本的な見直しが行われようとしている。

本県の財政構造は、こうした国の改革の影響を直接的に受ける度合いが大きく、さらに厳しい状況が予想されることから、最少の経費で最大の県民サービスを提供するという視点に立ち、将来にわたり持続可能な財政運営に努めるため、可能な限りの対応を図っていく必要がある。

#### ウ 高度情報化への対応

IT（情報通信技術）化の急速な進展に伴い、社会・経済活動のあらゆる場面で大量の情報がインターネット上を瞬時に地球規模で流通するなど、これまでの社会経済システムや行動パターンが根底から変わりつつある。

豊かな県民生活や快適で活力ある地域社会を実現する手段として、ITの活用を図り、県民生活に関わりの深い行政サービスの高度化、利便性の向上を図ることはもちろん、産業、教育文化等において先導的な役割を担う創造的かつ活力のある発展を目指した本格的な電子自治体の構築に向けた取組が求められている。

#### エ 急速に進む少子化・高齢化、人口の減

急速に進む少子化・高齢化や人口減に伴う社会経済構造の変化への的確な対応が、今後の県政運営の大きな課題となってきている。

こうした傾向が、これまでの予測を大きく上回る趨勢で推移していることを踏まえ、速やかに、行財政の仕組みを、将来の少子化・超高齢化、人口減に対処しうるものに変革する必要がある。

#### オ 求められる県政への信頼

県行政に対する県民の関心が高まりを見せており、県政を県民とともに、より円滑に推進していくためには、県民の県政に対する信頼を確保することが不可欠である。

このため、県民に対して県政の情報を積極的に提供するとともに、公正な職務の執行に努め、公共の利益の増進を目指し業務遂行に全力で取り組むことが求められている。

また、県民の県政に対する信頼感を醸成していくためには、より県民本位の立場に立った行政に転換していくことが何よりも重要であることから、職員一人ひとりが、県庁が県民に対するサービス機関であるという認識を自覚し、行動していく必要がある。

#### カ 国の行財政改革への取組

国においては、21世紀の日本にふさわしい新たな行政システムを構築するため、様々な分野の行政改革に集中的・計画的に取り組んできており、この中で、抜本的な地方行財政制度の改革が求められてきている。

国における行財政改革の取組の中での地方行財政制度の動きを注視しながら、本県としての的確に対応していく必要がある。

### 2 プランの位置づけと推進方法

このプランは、オンリーワン徳島の実現を目指し、新たな価値基準に基づいた行財政システムの再構築を図るため、改革の方向と具体的な推進施策を定めたものであり、今後の行財政運営のシステム改革の指針となるものである。

プランの推進にあたっては、全庁を挙げた取組と、民間有識者からなるリフレッシュとくしまプラン推進委員会による積極的なフォローアップを行っていくこととする。

### 3 プランの推進期間

プランに基づく改革の推進期間は、平成15年度から概ね5年間とする。

具体的な推進施策については、それぞれの改革工程表に基づき、達成目標を定め、着実な推進を図っていくこととする。

## 第2章 プランの考え方

### 1 理念(ねらい)

「オンリーワン徳島を実現するための  
新たな価値基準による行財政システムの再構築」

右肩上がりの経済成長が見込めない中であって、県民の期待に応える地域経営を進めていくためには、中央集権的な画一的な行政運営から、各地方が自主的、自律的かつ効率的に行政運営を行い、自己決定、自己責任の原則に基づいた自立的な行政システムを構築していくことが求められてきている。

本県の個性や特徴を生かし、本来的に持っている活力を発揮することにより、他の都道府県との比較ではなく、本県独自の価値観を確立し、自信を持って誇れる「オンリーワン徳島」の実現を目指すための仕組・枠組を構築していかなければならない。

新たに取り組む改革は、本県行財政の現状を踏まえ、これまで、とかく陥りがちだった行政主導の発想や行動原則を、もう一度、県民の目線に立って見つめ直し、新たな価値基準に基づき、限られた行財政資源の戦略的、効率的な配分を行っていくものでなければならない。

また、新たな改革を単なる県庁内部の改革に留めず、県民に改革の道筋となるビジョンを明らかにし、県民に身近でわかりやすい改革として取り組んでいかなければならない。

県民一人ひとりの思いや夢を大切にしながら、21世紀初頭を担う新たな行政運営の仕組みを再構築するため、「オンリーワン徳島を実現するための新たな価値基準による行財政システムの再構築」を改革の理念に、新たなとくしまづくりと将来の安心に繋がる徹底した行財政改革に取り組むこととする。

### 2 再構築の視点(新たな3つの価値基準)

理念(ねらい)に基づき改革を進めるにあたり、次の3つを再構築の視点(改革を進めるための新たな価値基準)に置き、取り組むこととする。

#### (1) 徹底した情報公開を進める

地方分権社会を迎え、県民にとって、自分たちが住む地域をよくするための取組や、よりよい公共サービス享受するための行政のあり方を、自らが考え、築いていくためには、様々な県政に関する情報をオープンにするとともに、積極的な情報提供に努めることが大切である。

そして、さらに、徹底した情報公開は、県民が、行政施策を適切に評価するための

よりどころとなり、さらには、進んで県政への参画を促す契機となるものであり、単なる「情報の提供」に留まらず、県民との「情報の共有」へと進化させていかなければならない。

## (2) 県民の目線に立った県政運営を行う

職員は県民全体の奉仕者であり、施策・事業の資源は税金であるということを改めて認識する必要がある。

そして、これまでの行政主導の立場から、県民本位の立場への転換を図り、県民を行政運営のパートナーとして捉え、行政部門への民間的経営手法の導入を図ることなどにより、常に、県民の目線に立った県政運営を行っていく必要がある。

一方、県民ニーズ全てに応えていくということは現実的ではなく、多種・多様なニーズの中から取捨選択し、その質を高め、最終的に、多くの県民にとって最適な施策へと構築していくことが望まれる。

自由（フリー）、適時（タイムリー）、親身（フレンドリー）を基本に、県の考え方、方向性を県民に示し、また、意見をいただきながら、県民と一緒にやってつくる県政を展開していかなければならない。

## (3) 分権型社会を創造（役割分担の明確化）する

全ての公共サービスを行政機関が供給する時代ではなくなっており、地域の実情に応じ、公的分野をコミュニティ、NPO、民間企業等との間で適切に役割分担する仕組みを構築していく必要がある。

このことが、地域社会における協働のシステムを生み出し、魅力ある地域づくり、住民ニーズに応える仕組みを創造していくことに繋がり、同時に行財政の効率化をもたらすことになる。

分権化の進展や公共的な領域での民間企業や住民の主体的活動が活発化している状況などを踏まえ、県と民間、県と国・市町村の役割分担を改めて見直し、官民協働（パートナーシップ）を積極的に展開し、県が果たすべき役割を明確にしていかなければならない。

## 3 5つのリフレッシュ戦略

理念及び再構築の視点に基づき、改革を具体的に推進していくため、次の5つのリフレッシュ戦略を展開することとする。



- リフレッシュ戦略 「情報公開・手続」改革  
～県民との信頼関係を構築し、開かれた県政を実現する～
- リフレッシュ戦略 「協働・参画」改革  
～行政の役割分担を明確にし、新たな連携・協働を推進する～
- リフレッシュ戦略 「組織・経営」改革  
～県民の目線に立って、新たな行政経営を推進する～
- リフレッシュ戦略 「財政運営」改革  
～財政の健全性を確保し、持続可能な財政運営を図る～
- リフレッシュ戦略 「人財・意識」改革  
～職員の意識を改革し、新たな時代に対応した人材を育成する～

### 第3章 プランの内容「5つのリフレッシュ戦略」

リフレッシュ戦略 「情報公開・手続」改革  
～ 県民との信頼関係を構築し、開かれた県政を実現する～

#### 基本的な考え方

県民との信頼関係を構築し、開かれた県政を実現するため、県の考え方、進め方について情報公開を徹底するとともに、様々な手続きをオープンなものに見直し、また、政策形成過程への県民参加を促進するなど、施策推進のための手続き（過程）改革に取り組むことにより、県民の意見や意向の的確な把握に努めるとともに、県民サービスの質の向上を図っていく。

#### (1) 県政情報の積極的な提供

県政の主役は県民であり、県民の信頼と共感が得られることが県行政の基本である。

県民が何を求め、何を考えているのか、県民志向の行政を推進していくためには、県政が透明で開かれたものであることが重要であり、県民に県政情報を積極的に提供することにより、開かれた県政を推進していかなければならない。

#### (2) 公文書公開制度の適正な運用

県民に対する説明責任を果たすとともに、県政への県民の参加を推進し、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民本位の開かれた県政を一層進展させるため、公文書の公開にあたっては、プライバシーを中心とする個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしながら、原則公開の視点に立ち、取り組んでいく必要がある。

#### (3) 県民サービスの向上

行政サービスの提供により、県民の満足度をより高めていくためには、絶えず行政サービスの質の向上を図っていく必要がある。

また、県行政の円滑な推進のためには、県民の県行政に対する理解と協力を得ることが不可欠であり、さわやかな窓口対応や案内表示・窓口の改善に努めることは、県民サービス向上のための第一歩となる。

#### (4) 県民ニーズの的確な把握と反映

どんなにすばらしい施策であっても、それが県民ニーズに合致しなければ意味がない。

県民が何を行政に期待し、望んでいるのか把握できなければ、県民が満足する行政サービスは提供できない。

県民の県政に対するニーズを的確に把握して、施策への評価や推進、サービスの向上等に反映していかなければならない。

(5) 政策形成過程への県民参加の促進

県民の意向を的確に行政施策に反映させるためには、県民がこれまで以上に行政の政策形成過程に参画できる仕組みづくりが必要となってきた。

公共の仕事は行政が一方向的に提供するというこれまでの考え方を転換し、県と県民が地方自治体を運営するパートナーとして、県民が主体的に公共の分野に参加し、将来に向けて県民の意見が反映される仕組みを充実することにより、真に県民が望む行政施策を推進していかなければならない。

(6) 公共事業等の入札及び契約手続きの適正化

公共事業等の入札及び契約手続きに対する県民の理解と信頼を得るためには、競争性、透明性を高め、より一層適正化することが求められている。

このようなことから、公共工事等における入札及び契約手続きの適正化を促進し、より公正な競争を図るための施策を展開する必要がある。

改革の方向性（目指すべき県庁像）

- 県民の声・思い・夢を、県政に反映
- 県民が必要とする情報を、わかりやすく迅速に提供
- 県民に対する説明責任を明確化
- 県民が真に望む行政サービスの提供

具体的な推進項目（改革工程表）

(1) 県政情報の積極的な提供

推進項目 1	情報提供施策の推進に関する要綱の制定	所管部局	企画総務部		
内 容	県が保有する各種施策の情報を県民に公表することで、県民の県政への参加を推進するために、提供する情報の内容や手法に関する要綱を制定します。				
実 施 概 要		1 5	1 6	1 7	1 8 (以降)
情報提供施策の推進に関する要綱の制定					
1 4 年度までの 主な推進状況	・各所属が保有する公表可能情報等の調査				

推進項目 2	パブリシティマニュアル(広報活動手引き)の作成	所管部局	企画総務部		
内 容	県政の考え方、進め方等の情報を積極的に県民に提供するため、パブリシティ(県政に関する情報をマスメディアを通じて県民に伝える広報活動)マニュアルの作成により、全庁的なパブリシティ活動の充実を図ります。				
実 施 概 要		1 5	1 6	1 7	1 8 (以降)
パブリシティマニュアルの作成					
1 4 年度までの 主な推進状況	・パブリシティマニュアルの検討(平成14年度)				

推進項目 3	ホームページ等を使った広報の充実	所管部局	企画総務部		
内 容	県民が必要な情報を簡単かつ快適に得られるよう、検索機能の強化や動画配信の活用により、県のホームページ(とくしま電子情報館)を一新するとともに、双方向での情報提供・交換が容易に行えるように充実を図ります。				
実 施 概 要		1 5	1 6	1 7	1 8 (以降)
ホームページの情報内容の充実(双方向性確保)					
1 4 年度までの 主な推進状況	・県のホームページの開設(平成8年度) ・ホームページ作成システムの運用開始(平成12年度)				

推進項目 4	メールマガジンの発行	所管部局	企画総務部		
内 容	ホームページ上でメールマガジン受信希望者を募集し、1ヶ月に2回程度の定期メール配信を行います。メールマガジンでは、県政情報、募集・イベント告知、ホームページ更新内容のダイジェスト版等を配信します。				
実 施 概 要		1 5	1 6	1 7	1 8 (以降)
メールマガジンの配信					
1 4 年度までの 主な推進状況	・メールマガジン配信システムの構築(平成14年度)				

推進項目 5	審議会等の公開等	所管部局	関係各部		
内 容	審議会等における審議内容を原則公開とし、行政の透明性を高めていくとともに、政策形成過程への県民参加を促進するため、積極的に公募制を導入します。				
実 施 概 要		1 5	1 6	1 7	1 8 (以降)
設置及び運営に関する要綱(仮称)の策定 審議内容の公開 公募制の導入		順次実施			
		順次実施			
1 4 年度までの 主な推進状況	・全面公開の実施機関 2 6 機関(平成14年度) ・公募制の導入 4 機関(徳島県構造改革検討委員会、徳島県男女共同参画会議、徳島県環境審議会、徳島県総合計画審議会) (平成14年度)				

(2) 公文書公開制度の適正な運用

推進項目 6	情報公開制度の適正な運用	所管部局	企画総務部、関係各部		
内 容	<p>公文書公開制度については、原則公開の立場に立って、例外として非公開とする情報の判断をより一層厳格に行うとともに、電子文書管理システムの導入に伴い、公開の手法等について利便性の向上を図ります。</p> <p>また、県の出資法人（50%以上出資22法人）についても情報公開制度の適切な運用に向け助言・指導を行います。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
電子文書管理システムを活用した公文書公開法人における情報公開制度導入、施行		検討 完全実施		一部導入	
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例の全面改正・施行（平成13年度）</li> <li>・情報公開モデル要綱等の策定と一部法人でも先行実施（～平成14年度）</li> </ul>				

推進項目 7	個人情報の保護	所管部局	企画総務部、関係各部		
内 容	<p>県（議会、公安委員会、警察本部を除く）及び事業者が個人情報を適正に取り扱うことにより、個人の権利利益を保護します。</p> <p>また、事業者に対しても個人情報の適正な取扱いに努めるよう助言・指導するとともに、県の出資法人（50%以上出資21法人）に対しては、県に準じた個人情報の保護措置を行うよう助言・指導を行います。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
出資法人の個人情報保護制度の制定、施行					
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島県個人情報保護条例制定（平成14年度）</li> <li>・「事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針」策定（平成14年度）</li> </ul>				

推進項目 8	業務に関する要望、意見等に対し適正に対応するための制度の導入	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>知事や県職員が、その職務に関して政治家や県民・団体から受ける県政への要望、意見等に対する適正な対応のルール化を通じて、県政をゆがめようないわゆる不当な「働きかけ」を抑止するとともに、透明で開かれた県政運営を行います。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
制度の導入		検討	導入		
14年度までの 主な推進状況					

(3) 県民サービスの向上

推進項目 9	3リー（フリ、タイムリ、フルドリー）運動の展開	所管部局	関係各部		
内 容	意識改革行動計画の一貫として、県民サービスの提供は個々の県民との窓口対応から始まることから、職員の窓口対応や案内表示など窓口環境の改善を行い、職員一人ひとりが改革に参画しているという意識を醸成し、県民の満足度の向上と県政に対する県民の信頼関係を確立します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
来庁者アンケートの実施・改善方策の検討 県民利用施設の点検評価 ・利用者ニーズ把握の実施 ・結果の反映					
14年度までの 主な推進状況	・県民サービス向上の点検評価指針の策定（平成13年度）				

推進項目 10	県民相談の充実	所管部局	県民環境部、関係各部		
内 容	県民のライフスタイルの多様化への対応及び利用する県民の利便性を考慮し、県民相談体制の充実を図ります。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
県政広聴員による県政相談の充実（全ての県民サービスセンター（本庁及び7合同庁舎）に県政広聴員を配置） 休日相談窓口の利用促進と県民相談のあり方の検討		検討	順次実施		
14年度までの 主な推進状況	・インターネットによる県民相談窓口案内コーナーを設置（平成13年度）				

推進項目 11	医療機関情報のデータベースの整備	所管部局	保健福祉部		
内 容	県下の医療機関（約1,400）等の情報を収集・データベース化し、インターネットを通じ、医療機関相互の機能連携を支援するとともに、県民にも情報を提供するシステムを構築します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
データベースの整備		運用開始	システムの追加充実		
14年度までの 主な推進状況	・徳島県医療情報評価・管理委員会を設置、収集・公開する医療情報の選定 ・医療情報のデータベースシステムの整備				

(4) 県民ニーズの的確な把握と反映

推進項目 12	知事対話の実施	所管部局	企画総務部		
内 容	県民との意思疎通を図りながら、県民と一緒に県政をつくるために、重要課題に対してご意見を聞く「とくしま円卓会議」及び地域別・年代別などで気軽に意見交換する「しゃべり場とくしま」の知事対話を実施します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
知事対話の実施		実施			
14年度までの 主な推進状況					

推進項目 13	県政モニター制度の見直し	所管部局	県民環境部		
内 容	県民世論を把握するために、インターネットの普及状況を踏まえ、県政モニター制度の新しい枠組みを検討します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
県政モニター制度のIT化による県民意向調査の充実		検討	実施		
14年度までの 主な推進状況					

(5) 政策形成過程への県民参加の促進

推進項目 14	パブリックコメント制度の本格導入	所管部局	県民環境部		
内 容	試行結果を踏まえ、「オープンとくしま・パブリックコメント制度に関する要綱」を制定し、本格導入します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
オープンとくしま・パブリックコメント制度に関する要綱制定・実施（平成15年8月施行）					
14年度までの 主な推進状況	・「パブリックコメント手続きによる県民意見提出制度の指針」の策定・試行（平成13年度）				

推進項目 15	ワークショップの実施	所管部局	県土整備部		
内 容	公共事業を進める上で、ワークショップやアンケート等の手法により、道路、河川、港湾等の各計画、歩道における植栽や舗装、さらには各種マスタープラン等について広くご意見を頂き、住民の方々の意見を計画に反映します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
地域とつくるモデル事業の推進		20箇所程度	順次拡大		
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業の積極的な推進(H12:11箇所、H13:17箇所、H14:22箇所)</li> <li>・県土整備部HPを利用した広報(平成14年度)</li> </ul>				

(6) 公共事業等の入札及び契約手続きの適正化

推進項目 16	電子入札システムの導入	所管部局	企画総務部、農林水産部、県土整備部		
内 容	入札及び契約手続きに関する透明性・公平性・競争性のより一層の向上を図るため、CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)を構築する等、電子入札システムを導入します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
電子入札システムの早期導入		基本設計	開発試行 一部導入	対象工事 順次拡大	18年度内に 全面導入
公共事業以外の電子入札システム設計及び運用		検討	基本設計	システム設計	順次導入
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島県CALS/ECアクションプログラムの策定(平成14年度)</li> </ul>				

推進項目 17	入札制度の改革	所管部局	農林水産部、県土整備部		
内 容	公共事業等におけるより公正な競争を促進するため、一般競争入札の拡大など透明性・公平性及び競争性の高い入札制度改革を実施します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
一般競争入札の拡大		監視対象 拡大	2億円以上		
入札監視委員会の充実・強化					
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO対象工事で初めての条件付き一般競争入札実施(平成6年度)</li> <li>・設計金額10億円以上の工事での条件付き一般競争入札の採用(平成9年度)</li> <li>・徳島県入札監視委員会設置(平成13年度)</li> </ul>				



## リフレッシュ戦略 「協働・参画」改革

～行政の役割分担を明確にし、新たな連携・協働を推進する～

### 基本的な考え方

県民や地域、NPOや市町村等との協働による地域づくりを進め、民間の活力やノウハウを導入するなど、従来の価値観にとらわれない柔軟な発想に基づき、行政の役割分担を明確にし、新たな連携・協働を推進する。

#### (1) 参加と協働による地域づくりの推進

県と県民との関係を行政サービスの提供という視点からだけでなく、県民一人ひとりが主体的に地域づくりに参画できるよう、これまでの行政運営の仕組みを抜本的に見直し、「生活者」や「地域」の視点に立った新たな取組や、より機動的で効率的な仕組みへの再構築を行っていく必要がある。

#### (2) NPO・ボランティア等との連携強化

NPO活動は、公共サービスの提供や多様なコミュニティビジネスの展開、さらには、新たな雇用創出への貢献など分権型社会を確立していく上で、大きな役割を果たしていくことが期待されており、公共的分野において、NPO・ボランティア活動との連携強化を図ることにより、住民の主体的活動を促し、個性豊かで活力ある地域づくりに繋げていく必要がある。

#### (3) 市町村との対等・協力関係の構築

地方分権改革の推進により、より住民に身近な行政を担う市町村においては、地域の実情に応じた総合的できめ細かい施策を展開することが求められてきており、また、県においては、広域的課題への対応や市町村への支援・補完、地域の総合的なコーディネーターとしての役割が期待されてきている。

県においては、市町村との対等・協力の関係を十分認識し、市町村を主役とする役割分担と連携を推進するための体制を整備していく必要がある。

#### (4) 他府県等との広域連携の推進

本州四国連絡橋の完成や高速道路による四国4県都直結により、四国・近畿・中国に及ぶ広域環状交流圏が形成されつつある状況を踏まえ、今後とも、県境を越えた広域連携を積極的に推進していくとともに、県合併など今後の広域自治体の基本的な枠組みについても、検討を進めていく必要がある。

#### (5) 民間等との協働システムの構築

多様化する県民ニーズに応え、行政サービスの充実を図っていくためには、公と民が

お互いの力を最大限に発揮しながら、公共サービスを支える新しい行政システムを創造していかねばならない。

また、県民サービスの向上を推進するためにも、行政責任を確保しつつ、必要に応じて民間活力の参画を求め、最大限の効果を発揮するよう努めていく必要がある。

(6) 外郭団体等の見直しと運営改善

外郭団体については、これまで行政の補完・代替などの機能を有し、機動的かつ弾力的に行政目的を達成するための有効な手段として公益的役割を果たしてきたが、事業分野への民間企業の進出、経営状況の悪化、組織の硬直化などの諸問題に直面し、改めてそのあり方が問われている。

こうした状況を踏まえ、設立目的の適否、経営上解決すべき課題等を明らかにし、単なる組織形態の見直しにとどまらず、原点からの徹底した事業見直しを行っていく必要がある。

改革の方向性（目指すべき県庁像）

- 社会全体で良質なサービスを提供できる仕組みの構築
- 新たな地方自治の枠組みの創造
- 民間活力を活用する環境整備
- 効率的で健全な団体経営の推進

具体的な推進項目

(1) 参加と協働による地域づくりの推進

推進項目 18	アドプトプログラムの推進	所管部局	県民環境部、県土整備部		
内 容	住民団体や企業等との協働によるアドプトプログラムの取組を推進し、区域の拡大を図るとともに、その参加団体の拡大に努めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
アドプトプログラム参加団体の拡大 OURパークアドプト事業の導入		順次拡大			19年度末 550団体
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野川においてアドプト開始（吉野川交流推進会議）（平成11年度）</li> <li>・アドプトホームページ「アドプト大国とくしま」開設（平成14年度）</li> <li>・OURロードアドプト事業 3市 9町 44団体 1297人 91.9km</li> <li>・OURリバーアドプト事業 4市 9町 56団体 2627人 58.8km</li> <li>・OURポートアドプト事業 1市 1町 3団体 692人 1.9km</li> <li>（平成15年3月31日現在）計 4市 19町 103団体 4616人 152.6km</li> </ul>				

推進項目 19	参加と協働による地域づくりの推進	所管部局	県民環境部		
内 容	地域の資源や特性を生かした県民の主体的な活動による地域づくりを支援します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
地域活性化統合補助金の活用 生き生きふるさと応援事業等による各種情報発信		順次改善			
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化統合補助金（平成12年度～）</li> <li>・生き生きふるさと応援事業（平成13年度～）</li> </ul>				

推進項目 20	地域の魅力づくりの推進（ロケーションサービスの推進）	所管部局	商工労働部		
内 容	徳島県内での映画・テレビ・CM等のロケを支援・推進するため、県、市町村、県民などが幅広く一体となり連携する体制づくりを進め、県内ロケ撮影への協力・参加を行うことによって、本県の情報発信や観光交流の推進を図ります。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
県内ロケ地情報の提供体制（ワンストップ・サービス）の充実 徳島エキストラバンクの募集・活用		順次充実			
		順次拡大			
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島県ロケーションサービス事業を開始（平成14年度）</li> <li>・徳島エキストラバンクの登録制度を開設（平成14年度） （平成14年度末現在）登録人数115人、ロケ支援実績14件</li> </ul>				

推進項目 21	地域福祉計画の策定支援	所管部局	保健福祉部		
内 容	全ての人が生産者として安心して充実した生活を送れる地域福祉を推進するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を図りながら、地域住民の主体的な参加を前提とした市町村地域福祉計画の策定を支援します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
徳島県地域福祉支援計画の策定・支援		策定		実施	
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティーワーカー研修の実施（平成14年度）</li> <li>・地域福祉計画策定ガイドラインの策定（平成14年度）</li> </ul>				

推進項目 22	地域が育てる学校づくりの推進	所管部局	教育委員会		
内 容	マイスクール推進委員会の設置、社会人講師などの地域の優れた人材の活用、学校評議員制度の導入、インターネット等を用いた学校の教育方針・内容の積極的な情報提供などに取り組んでいくことで、地域が育てる学校づくりを推進します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
マイスクール推進委員会の設置 学校への提言ボックス(学校のホームページ内) 及び学校評議員の設置		5校 全公立高校、障害 児教育諸学校に 設置	10校	20校	早期に全 校に設置
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校教育改革推進本部による「高校教育改革推進計画」の進捗を図る中で個々の施策を推進(推進期間 平成14～21年度)</li> <li>・ 「マイスクール推進委員会」の設置(平成14年度から順次拡大)</li> <li>・ 全ての県立学校にホームページを設置し、ホームページ内に「学校への提言ボックス」を設置(平成14年度)</li> <li>・ 学校評議員を全ての県立学校に設置(平成14年度)</li> <li>・ 小・中学校においても順次設置</li> <li>・ 社会人講師については継続的に各学校で活用</li> </ul>				

## (2) NPO・ボランティア等との連携強化

推進項目 23	NPO・ボランティア活動等支援のための条例制定	所管部局	企画総務部、県民環境部		
内 容	参加と協働による地域づくりに向けて、NPO、ボランティア、地域づくりなどの県民の自主的・自立的な社会貢献活動を促進するため、税の優遇措置の支援策を含め、その基本となる条例を制定します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
条例の制定		検討委員会設置等	条例施行		
14年度までの 主な推進状況					

推進項目 24	NPO・ボランティア等との連携・協働	所管部局	県民環境部		
内 容	<p>NPO、ボランティア、地域づくり等の県民の自主的・自立的な社会貢献活動との連携・協働を図るため、その推進拠点である、「とくしま県民活動プラザ」を積極的に活用し、交流スペース等での活動・交流の場の提供、NPO相談の実施、助成金等の活動支援情報の収集・提供、コーディネーター等の人材育成のための各種研修事業を総合的・一体的に実施します。</p> <p>また、フェスティバル、フォーラムの開催等、連携・協働に向けたネットワークづくり等の取組も併せて実施します。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
NPO・ボランティア活動等の推進 協働に向けたネットワークづくり等 とくしまNPO・ボランティアフェスティバル の開催 ボランティア人口の拡大		順次拡大			19年度末 21万人
NPO法人認証団体の育成					19年度末 85団体
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア学習ネット事業の実施（平成10年度～）</li> <li>・第9回全国ボランティアフェスティバルとくしまの開催（平成12年度）</li> <li>・とくしま県民活動プラザの設立・運営（平成14年度～）</li> </ul>				

### (3) 市町村との対等・協力関係の構築

推進項目 25	市町村への権限移譲等の推進	所管部局	関係各部		
内 容	<p>各市町村の実情に応じた、県から市町村への権限移譲を進め、併せて、県から市町村への関与の見直しなど、事務処理の改善を進めます。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
権限移譲や関与等の見直し・推進		順次実施			
市町村の希望、状況に応じた権限移譲		提示数 9	提示数 6	提示数 8	
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島県地方分権研究会報告（平成13年度）</li> <li>・徳島県権限移譲推進要綱の策定（平成13年度）</li> <li>・平成15年度から38市町村に計6事務を移譲することを決定</li> </ul>				

推進項目 26	市町村との連携強化（公共事業重点化）	所管部局	農林水産部、県土整備部		
内 容	公共事業を実施する箇所を厳選するため、重要性や緊急性、投資した費用に対する効果などの点について客観的に評価を行います。また、市町村とも連携しながら、地域の意見を反映します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
市町村の評価を取り入れた事業重点化の実施 評価結果の公表 地域住民の意見の反映		順次拡大			
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県土整備部公共事業重点化検討委員会設置（平成13年度）</li> <li>・農林水産部公共事業管理委員会設置（平成14年度）</li> </ul>				

推進項目 27	市町村合併の支援	所管部局	県民環境部		
内 容	市町村合併に取り組んでいる市町村に対し「徳島縣市町村合併支援プラン」に基づき、県を挙げて支援を行います。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
合併協議会の運営費補助 合併協議会への人的支援（職員の派遣等）					
市町村合併支援本部（地域支援本部）の開催 （各部連携による事業支援） 市町村合併特別交付金 （合併から5年以内に着手する事業が対象） 戦略的合併の検討		合併前:建設計画策定等の 支援		合併後:事業の進行管理、 建設計画変更等の支援	
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島縣市町村合併推進要綱の策定（平成11年度）</li> <li>・徳島縣市町村合併支援本部の設置（平成13年度）</li> <li>・徳島縣市町村合併支援プランの策定（平成13年度策定、平成14年度改定）</li> <li>・地域支援本部の設置（各合併協議会設置地域 平成14年度～）</li> </ul>				

(4) 他府県等との広域連携の推進

( 継続重点取組 )

推進項目 28	他府県等との連携強化	所管部局	企画総務部
内 容	<p>知事会（全国・四国・近畿ブロック）や関西広域連携協議会等を通じ他府県との連携強化に努めるとともに、太平洋新国土軸及び地域連携軸上の連携・交流の促進や、新国土軸構想推進のための諸活動を実施します。</p> <p>これら関係府県による様々な連携をもとに、災害時の応援体制整備、国際観光の推進、環境問題への対応等、広域的に取り組むべき課題について一体的に取り組むことにより、本県及び連携地域全体の総合力と効率性を高めるとともに、地域の自立的な発展に繋がります。</p>		
14年度までの主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事会等への参加</li> <li>・新国土軸、地域連携軸上の連携・交流を深めるためイベントの開催や支援、調査事業等を実施</li> </ul>		

推進項目 29	道州制などの広域自治体についての検討	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>今後の広域自治体の基本的な枠組みについて、市町村合併の動きを見据えながら、道州制など、広域自治体としての都道府県の将来像の研究を行います。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
<p>広域自治体の将来像等についての勉強会（四国4県） 地方制度研究ワーキンググループ（関西広域連携協議会）</p>		→			
14年度までの主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国、他ブロック動向調査、市町村合併後の4県の姿、府県合併、道州制等について、四国のあるべき姿の検討方策」の勉強会を年度内に3回実施</li> <li>・地方制度論を関西に当てはめた場合におけるケーススタディを中心に検討、年度内に4回WGを開催</li> </ul>				

(5) 民間等との協働システムの構築

推進項目 30	民間委託の推進	所管部局	関係各部		
内 容	<p>民間が持つ専門性やノウハウを積極的に活用する視点から、新たに、「外部委託を推進するための指針」を策定し、効率的で質の高い行政サービスを提供するための外部委託推進に向けた取組を行います。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
<p>外部委託を推進するための指針（仮称）策定 指針に沿った取組</p>		策定 →	実施		
14年度までの主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託の見直し措置案に沿った委託 100件（平成9年度～） 県立病院のレセプト業務、栽培漁業センターの種苗生産業務、道路維持作業の民間活用等</li> </ul>				

推進項目 31	規制緩和の推進（構造改革特区構想の検討）	所管部局	企画総務部		
内 容	国が進めている構造改革特区構想の本県での導入を推進します。 （海部町ふるさと教員制度特区、上勝町有償ボランティア輸送特区 他） 本県独自の構造改革特区（「とくしまリフレッシュ特区」）の創設について検討します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
構造改革特区構想の本県での導入 県版構造改革特区構想の創設					→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造改革特別区域法成立（平成14年12月）</li> <li>・構造改革特区の認定開始（平成15年4月～）</li> </ul>				

推進項目 32	知的クラスターの創成	所管部局	商工労働部		
内 容	地域経済の活性化や雇用の創出を図るため、徳島大学等が有する研究成果を生かして、事業化を目指した産学官の共同研究を推進することにより、大学等を核として新たな製品やサービスを生み出す企業の創出、育成や集積を目指します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
知的クラスター創成事業の実施 （平成15年度～平成19年度）					→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試行地域として事業実施（平成14年4月）</li> <li>・本格的事業実施地域に移行（平成15年2月）</li> </ul>				

推進項目 33	大学との連携	所管部局	企画総務部、商工労働部、教育委員会		
内 容	大学における人的・知的資源を県の政策立案に活かし、県と大学が連携して地域貢献を図っていくためのシステムづくりを積極的に推進していくとともに、教育等様々な分野で連携して実践的な研究及び活動を円滑に展開できるシステムづくりを推進します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
連携協議会（大学と自治体との情報交換）					→
県内5大学との連絡協議会(教育分野での連携)		設置	連携強化策の検討・実施		
産学官との連携（大学との連携）		検討	順次実施		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員の派遣</li> <li>・任期付き研究員制度の創設、共同研究等の実施</li> </ul>		検討	順次実施		
インターンシップの受け入れの充実					→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島大学との「徳島地域連携協議会」発足（平成14年度）</li> <li>・インターンシップの受け入れ 平成13年度：10名、平成14年度：20名</li> </ul>				



推進項目 34	P F I の推進	所管部局	企画総務部		
内 容	P F I 導入マニュアルにより事業の導入に向けた取組を進めます。				
実 施 概 要		1 5	1 6	1 7	1 8 (以降)
P F I 事業推進システムの確立・運用		検討	確立・運用		
1 4 年度までの 主な推進状況	・ P F I 導入マニュアルを作成 (平成 1 4 年度)				

(6) 外郭団体等の見直しと運営改善

推進項目 35	外郭団体等の見直しと運営改善	所管部局	関係各部		
内 容	「外郭団体の経営点検等取組み指針」に沿って経営の点検及び評価を実施し、第三者機関の意見を頂きながら外郭団体の見直しと経営改善に取り組みます。				
実 施 概 要		1 5	1 6	1 7	1 8 (以降)
外郭団体の見直しの方向性の検討・公表 団体毎の「問題解決プラン」策定・実施		10月公表	策定・実施		
1 4 年度までの 主な推進状況	・ 外郭団体の経営点検等取組み指針の策定と経営点検の実施(平成 1 4 年度) ・ 外郭団体の経営点検結果の公表 (平成 1 4 年度)				

## 基本的な考え方

県民の目線に立って新たな行政経営を推進するため、オンリーワン徳島の実現を目指した組織機構の改革や、成果志向に立った行政マネジメントシステムを拡充するとともに、分権化時代に対応した独自の政策を創造するためのシステム改革、ITを活用した事務の効率化や組織機構のスリム化に取り組んでいく。

## (1) ITの活用による県民の利便性の向上

インターネットの普及とITの飛躍的な進展を踏まえ、より質の高い行政サービスを提供するため、IT化を積極的に進めていく必要があり、行政手続きのオンライン化や、行政のあらゆる分野において、ITを活用した事務の効率化、迅速化を図る必要がある。

## 情報通信基盤の整備

県民ニーズにあった情報化施策を推進する上で不可欠となるネットワークの整備など、ITを活用できる人的資源の充実に対応した、柔軟かつ高度な情報通信基盤の構築に取り組むこととする。

## 電子県庁の推進

行政サービスの向上や効率化のために、また、住民参加型の地方自治実現の手段として、電子自治体の推進が不可欠となってきている。

電子県庁を推進し、県民に対する多様な電子サービスを提供するとともに、従来の仕事の進め方や制度の見直しを行い、行政内部の事務の効率化・高度化、政策形成の支援に取り組むこととする。

## (2) 県民の目線に立った組織機構の改革

社会経済情勢の変化や県民ニーズの多様化等に伴う様々な行政課題に的確に対応するためには、不断に組織機構の見直しを行い、時代に対応した効率的な執行体制の整備に努めていかなければならない。

これまでの取組を検証しつつ、県民が自信を持って夢と希望が語れるオンリーワン徳島の実現を目指し、県民の目線に立った組織機構の改革に積極的に取り組んでいく必要がある。

## 出先機関の再編・機能強化

地域の出先機関については、県民に身近な行政サービス機関としてワンストップサービスの提供など、県民の目線に立った満足度の高い組織として再構築する必要がある。

このため、本庁と出先機関の役割分担を明確にするとともに、出先機関への権限移譲を進めるなど、地域振興を総合的かつ効率的に推進するための機関として、新しい地方自治の枠組みを想定しながら、市町村合併特例法の期限切れを目途に、地域の総合行政機関として組織の再編・機能強化に取り組むこととする。

#### 危機管理体制の構築

近い将来、発生が予想される南海地震など、県民生活の安全・安心を確保するための危機管理体制の構築には万全を期する必要がある。

このため、地震や火災などの自然災害や生命・健康の安全を脅かす事態などの様々な危機に対し、迅速・的確かつ一元的に対応できる総合的な危機管理体制を構築することとする。

#### 高校教育改革等の推進

全ての高校生が誇りを持って生き生きとした高校生活を送ることのできる学校づくりを進めるため高校教育改革を推進し、その一環として自らの適性・進路希望等に応じた学校選択システムの確立を目指すとともに、適正規模、適正配置に配慮した県立高校の再編などに取り組むこととする。

#### 警察改革の推進

情報公開の推進や苦情の適正な処理など様々な施策を展開し、警察行政の透明性の確保や自浄機能の強化等、県民のための警察改革を積極的に推進することにより、県民とともに歩む力強い警察の確立を図ることとする。

### (3) 政策主導型の県政運営を目指したトップマネジメントの構築

国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、分権化時代に的確に対処していくためには、全国一律の画一的な行政から地域主導の多様な行政への転換を図り、主体性を持った本県独自の取組が求められている。

本県の実情に即した判断基準（ローカル・スタンダード）を設定して、総合的にマネジメントする仕組みを構築するとともに、全庁的視野で政策を企画立案し、効果的に政策を遂行するためのトップマネジメント機能の強化を図っていく必要がある。

### (4) 成果志向に立った行政マネジメントシステムの推進

行政のビジョン・政策目標やその優先順位づけを明確にし、これを職場の業務目標に繋げていかなければならない。

さらに、各業務の成果に対する業績測定を行い、その結果に応じたメリットを組織・職員に付与することによって、「成果志向型」行政の実現を図ることとする新たな行政マネジメント（New Public Management）の構築に積極的に取り組んでいく必要がある。

### (5) 経営力を高める組織機構の改革

厳しい財政状況の下で、急激な社会経済情勢の変化や多様な県民ニーズを把握し、県

政の政策的課題に的確に対応していくため、更なる減量化を図りながら、新たな行政ニーズに応じた組織、職員配置を柔軟で機動的に行っていく必要がある。

また、より迅速な事務処理、意思決定が可能となるよう、職員一人ひとりの権限と責任がより明確で職員の能力と主体性が発揮できるような組織体制を構築していくことが求められている。

時代の要請を踏まえ、総合的・戦略的な行政経営を行うため、より一層、経営力を高める組織機構の改革に取り組んでいかなければならない。

#### 組織のスリム化・効率化

本県の出先機関については、これまで再編や統廃合による効率化と機能強化を併せて図ることを基本として、数値目標を定め見直しを行ってきたところであるが、今後とも、時代の変化に即応し、地方分権型社会における行政需要に的確に対応できる簡素で効率的な組織づくりを進めていかなければならない。

このようなことから、県民ニーズや県の役割の変化を踏まえ、効率化・機能強化の観点から引き続き出先機関の見直しを積極的に推進することとする。

#### 新たな職員数の削減への取組

知事部局の職員定数を昭和49年度以降据え置き、厳しい定員管理を行うとともに、一般行政部門職員の100人削減などに取り組んできているところであるが、現下の厳しい行財政環境を踏まえ、引き続き、新たな削減目標を立て、職員数削減に取り組むこととする。

#### 柔軟で機動的な組織の構築

複雑多様な県民ニーズに対応した様々な行政施策を講じていくためには、限られた人員の有効活用が不可欠であり、職員個々の資質の向上と併せて組織としての行政執行能力のレベルアップが重要となってくることから、柔軟で機動性のある組織の構築に向けて見直しを行っていくこととする。

#### 県立施設の効率的な運営

県民利用型の県立施設については、その設置目的、利用状況等を踏まえ、民間的経営手法を取り入れるなど施設の効率的運営やサービスの向上を積極的に図っていかねばならない。

また、民間による安価で良質なサービス提供体制が整備されてきた福祉関係の県立委託施設については、施設そのものの廃止も含め、委託方法の見直し等運営の方法について検討を行っていくこととする。

#### 審議会等の見直し

附属機関を始めとする各種審議会等については、その設置目的、開催状況等の点検を行い、役割を終えたものについては、廃止・統合を進めるなど、効率的な執行に努めていくこととする。

改革の方向性（目指すべき県庁像）

電子化による県民サービスの向上  
 県民生活に直結した地域の拠点づくり  
 県民起点の政策の創造、成果が見える行政への転換  
 機動的、簡素で効率的な執行体制の整備

具体的な推進項目

(1) ITの活用による県民の利便性の向上

情報通信基盤の整備

推進項目 36	県域高速情報通信サービスの実現	所管部局	県民環境部		
内 容	行政のIT化を推進するための通信基盤として、公的部門の用途に共同利用する高速情報通信網（とくしまスーパー・ブロードバンドネット）を、民間通信事業者の高速情報通信網サービスを活用して、県域全体に整備します。 県が先導して民間通信サービスを利用することにより、県内全域に広がる光ファイバー網を整備し、県民が利用できる高速情報通信サービス提供エリアの全県展開を図り、「e-とくしま」の実現に向けて取り組みます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
県庁総合サービスネットワーク ・県庁～主要出先機関間の新回線への移行 総合行政ネットワーク（L G W A N）の接続 教育情報ネットワーク（仮称）の接続					→
14年度までの主な推進状況	・県庁～合庁等（9箇所）間の新回線への移行（平成14年度）				

推進項目 37	住民基本台帳ネットワークシステムの整備	所管部局	県民環境部		
内 容	各種行政事務の基礎である住民基本台帳をネットワーク化し、住民負担の軽減・住民サービスの向上及び国・地方を通じた行政改革を図ります。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
住民基本台帳ネットワークシステム利用による住民票の写しの省力化 第2次稼働（住民票の写しの広域交付、転入転出の特例処理、住民基本台帳カードの活用）		順次実施			→
		8月開始	利用拡大		→
14年度までの主な推進状況	・県と市町村を結ぶネットワークの構築（平成13年度終了） ・第1次稼働開始（平成14年度） 住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び当該システム利用による一部行政手続きにおける住民票の写しの省略化開始				

推進項目 38	総合行政ネットワークの整備	所管部局	県民環境部		
内 容	電子政府・電子自治体の構築のため、全国の地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワーク（LGWAN）を活用し、県政の重要なパートナーである市町村との間での電子公文書の交換等により、行政の効率化を高めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
総合行政ネットワーク（LGWAN）の整備		県内市町村の接続	運用		
14年度までの 主な推進状況	・県と国及び他の都道府県との間での電子公文書の交換開始(平成14年度)				

推進項目 39	教育の情報化の推進（e-ラーニング）	所管部局	教育委員会		
内 容	児童生徒の情報活用能力の向上や情報化の影響への理解を促進するとともに、IT活用による効率的で効果的な授業やネット上にバーチャルスクール空間を実現するなど、教育へのIT利用を推進します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
校内LANの整備（県立学校） 総合教育センター（仮称）の情報システムの構築 教育情報ネットワーク（仮称）の構築 コンテンツの充実等					
14年度までの 主な推進状況	・校内LANの整備（平成12年度～） ・本県の教育の情報化推進基本方針の決定（平成14年度）				

### 電子県庁の推進

推進項目 40	地方税の電子申告等の導入	所管部局	企画総務部		
内 容	電子申告等を導入することにより、申告手続きの全般にわたり納税者の負担軽減や利便性向上、税務事務の効率化等を図ります。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
システムの開発導入		検討	開発	運用開始	
14年度までの 主な推進状況	・総務省標準モデルシステム仕様公表（平成14年度）				

推進項目 41	電子文書管理システムの導入	所管部局	企画総務部、県民環境部		
内 容	<p>文書の收受から立案、決裁、保存、廃棄までの事務を電子的に処理する電子文書管理システムを開発するとともに、業務プロセスの見直しを行い、電子の特性を生かした事務全般の効率化を図ります。</p> <p>また、文書情報を一元的に管理し、庁内での共有・再利用を可能とすることにより事務の高度化を進めます。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
電子文書管理システムの導入 B P R (業務改革) の実施		開発	順次運用		
		順次導入			
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子文書管理システムのための検討調査の実施 (平成13年度)</li> <li>電子文書管理システム基本計画の策定 (平成14年度)</li> <li>電子自治体共通基盤整備事業で基本計画の策定 (平成14年度)</li> </ul>				

推進項目 42	個別業務のシステム化	所管部局	県民環境部、関係各部		
内 容	<p>電子県庁を強力に推進していくために、新給与システム、予算編成支援システムの開発等を行い、全庁LANを活用すること等により、事務の効率化・高度化を図ります。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
新給与システムの開発・運用 予算編成支援システム		開発		運用	
		システム移行		機能改善のためのシステム開発	
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>新給与システム 基本構想策定 (平成13年度)、基本設計・詳細設計 (平成14年度)</li> <li>予算編成支援システム 基本設計書の策定 (平成12年度)、開発着手 (平成13年度)、サーバ等調達 (平成14年度)</li> </ul>				

(継続重点取組)

推進項目 43	電子機器利用による選挙システムの整備	所管部局	選挙管理委員会		
内 容	<p>情報化社会の進展に鑑み、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、制度の周知を図るとともに、電子投票の導入方法について、市町村に対し助言を行います。</p>				
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>明るい選挙推進協議会連合会の各支部における啓発指導者研修会での電子投票制度の説明及び周知 (平成14年度～)</li> <li>電磁的記録式投票制度等説明会 (平成14年度)</li> </ul>				

推進項目 44	ナレッジマネジメントシステムの構築	所管部局	企画総務部、県民環境部		
内 容	全庁LANや電子文書管理システム等を利用し、業務遂行上必要とする知識や情報を共有し、効率的な執行や新しい政策等を創造するシステムを構築します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
全庁LAN(文書ライブラリー)による共有化 電子文書管理システム利用による共有化		順次導入	→	→	→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁LANの導入(H12年度～)</li> <li>・全庁LANを活用した「政策プラットフォーム(職員の施策提案システム)」の展開</li> </ul>				

推進項目 45	物品調達システムの整備	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>インターネットを使って直接業者に発注するシステム(物品調達システム)の導入検討を行います。</p> <p>また、インターネットを利用し、入札に関する一連の業務について、コンピュータ処理が可能な電子入札システムの導入検討を行います。</p> <p>さらに、到達の効率化を図るため公用車購入に際し、同一車種の一括購入を行います。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
○物品調達システム設計及び運用 電子入札システム設計及び運用 公用車の一括購入の導入		検討	基本設計	システム設計	順次導入
		→	→	→	→
		順次導入			
14年度までの 主な推進状況	・各種システムについて情報の収集				

推進項目 46	申請・届出手続きのIT化	所管部局	県民環境部、関係各部		
内 容	<p>県・市町村が共同で、申請・届出等受付システム、電子文書の管理システム等を整備し、行政手続きのオンライン化の実現を図ります。</p> <p>また、インターネット上から一般旅券新規発給申請を可能にする他、県有施設の予約手続き等のIT化を進めます。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
県・市町村でのシステム共同整備・共同利用 ・行政手続きのオンライン化の実施 (県関係の新規IT化手続数70手続)			21手続	19手続	30手続
一般旅券新規発給申請手続きのIT化		情報収集	他のシステムとの調整 機器整備	実施	→
県有施設予約手続き等のIT化		順次実施			→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村の行政手続きのオンライン化計画の作成(平成14年度)</li> <li>・県・市町村による共同利用システムについての検討(平成14年度)</li> <li>・(財)地方自治情報センター委託による共同アウトソーシング(外部委託)に係る調査研究の実施(平成14年度)</li> </ul>				



(2) 県民の目線に立った組織機構の改革

出先機関の再編・機能強化

推進項目 47	出先機関の再編・機能強化	所管部局	関係各部		
内 容	市町村合併特例法の期限切れを目的に、総合事務所化に向けた出先機関の再編・機能強化に取り組みます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
再編整備計画の策定 地域総合行政機関の設置		方向性検討	策 定 準備手続き	再編スタート	
14年度までの 主な推進状況	・事務改善推進委員会で本庁と出先の事務分担を研究（平成14年度）				

危機管理体制の構築

推進項目 48	総合的な危機管理体制の構築	所管部局	関係各部		
内 容	県民生活の安全・安心を確保するため、地震や火災などの自然災害や生命・健康の安全を脅かす事態などの様々な危機に対し、迅速・的確かつ一元的に対応できる総合的な危機管理体制を構築し、「安全・安心とくしま」を実現します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
危機管理体制の構築 (南海地震・とくしま - ゼロ作戦の展開)		防災局設置	知事直轄組織の設置		
各種マニュアルの整備 ・情報セキュリティ実施手順の策定 ・健康危機管理マニュアル ・徳島県感染症マニュアルの実施及び見直し (平成15年度末に関係法改正予定のため内容の一部見直し予定) ・薬事関係マニュアル ・ダム事故の発生に対するマニュアル		システム毎に順次策定			
防災センターの設置		建設		供用	
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県地域防災計画（昭和38年度策定・順次改定）</li> <li>・集団食中毒発生時の処理マニュアル（平成9年度策定）</li> <li>・大規模な公害事故マニュアル（平成11年度策定）</li> <li>・外部からの不審者侵入による生徒・職員への危害対応マニュアル（平成13年度策定）</li> </ul>				

## 高校教育改革等の推進

推進項目 49	教育機関の機能強化（総合教育センターの開所）	所管部局	教育委員会		
内 容	社会情勢の変化や教育の質的变化に対応し、総合的・長期的な視点に立って教職員や生涯学習指導者等の資質の向上を図るため、「総合教育センター（仮称）」を開所し、学校、地域・社会の積極的支援を行います。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
総合教育センターの開所・運営 ・学校への授業支援体制の強化 ・教職員・生涯学習指導者等の研修の再構築 ・教育に関する調査・研究及び情報提供 ・教育相談の充実					→
14年度までの 主な推進状況	・総合教育センターの基本コンセプト策定（平成14年度）				

推進項目 50	特色・魅力ある学校づくりの推進	所管部局	教育委員会		
内 容	新タイプ高校の設置、高等学校再編、受験機会の複数化による自らの適性・進路希望等に応じた学校選択システムの確立などに取り組んでいくことで、特色・魅力ある学校づくりを推進します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
中高一貫教育の導入 総合学科制への移行 単位制の導入  海部郡内県立高校の再編統合 総合技術高校の設置 受験機会の複数化、特色化選抜		新野高校 鳴門第一高校   検討	城ノ内高校  富岡西高校 城北高校 板野高校  海部高校の開校  実施	鳴門高校 川島高校	設置
14年度までの 主な推進状況	・高校教育改革推進本部による「高校教育改革推進計画」の進捗を図る中で個々の施策を推進（推進期間 平成14～21年度）				

## 警察改革の推進

( 継続重点取組 )

推進項目 5.1	警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化 ( 情報公開、情報提供、苦情処理 )	所管部局	警察本部
内 容	<p>情報公開制度の適正な運用を図るとともに、ホームページ内に警察署毎の治安指標等を掲載したコーナーを開設するなど、積極的な情報提供に努めます。</p> <p>また、県民からの苦情・要望や各種相談に対して迅速・適切に対応し、県民の声を警察行政に反映させるよう図ります。</p>		
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開 県警察の施策を示す訓令・通達等の公表 ( 平成13年度 )</li> <li>・情報提供 県警察ホームページの開設 ( 平成12年度 ) 公安委員会ホームページの開設 ( 平成13年度 ) 徳島県警察運営指針及び運営重点の公表 ( 平成14年から毎年 )</li> <li>・苦情処理等 警察総合相談センターの開設 ( 平成12年度 ) 19機関で構成される相談機関連絡会議を設立 ( 平成13年度 )</li> </ul>		

( 継続重点取組 )

推進項目 5.2	県民のための警察の確立 ( 警察署協議会設置、街頭犯罪対策 )	所管部局	警察本部
内 容	<p>治安情勢に対応して、行政 ( 警察 ) と地域住民との連携による警察署協議会の活動の更なる活性化を図るとともに、増加が著しい街頭犯罪や広域的な侵入窃盗など県民に身近な犯罪の抑止・検挙のための活動を強化します。</p>		
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15警察署全てに警察署協議会を設置し、公安委員会が計98名に協議会委員を委嘱、年4～5回定例会を開催する他、管内危険箇所視察等を実施 ( 平成13年度 )</li> <li>・街頭犯罪等の抑止に向けた推進事項、重点実施地域等を定めた「街頭犯罪抑止総合計画」を策定 ( 平成14年度 )</li> <li>・街頭犯罪等への初動対応強化を図るため、「広域自動車警ら隊」を新設し、パトカーを利用した広域パトロール体制を整備 ( 平成14年度 )</li> </ul>		

推進項目 53	新たな時代の要請に応える警察の構築（申請手続き簡素化等）	所管部局	警察本部		
内 容	全ての申請手続き等の事務について見直しを行い、更なる簡素化やサービスの拡充及び申請・届出のIT化の推進に努めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
申請手続きの簡素化やサービスの拡充及び申請・届出のIT化に向けた現行事務の見直し		検討	順次実施		
14年度までの主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類への押印の廃止（平成10年度）</li> <li>・平日のみ受け付けていた運転免許の再交付申請、特例申請（うっかり失効）について運転免許課日曜窓口での取扱いを開始（平成12年度）</li> <li>・運転免許更新即日交付エリアの拡大（平成12年度）</li> <li>・英語、中国語及び韓国語による運転免許学科試験の導入（平成12年度）、英文の免許受験の手引きの作成（平成13年度）</li> <li>・運転免許更新申請書への写真貼付廃止（平成13年度）</li> </ul>				

（継続重点取組）

推進項目 54	警察活動を支える優秀かつ多様な人材の確保・育成	所管部局	警察本部		
内 容	「安全で安心して暮らせる徳島」を実現するため、また警察官の大量退職期を控えていることから、優秀な人材の確保に向けた採用活動の推進や職員に対する各種研修を継続的に実施します。				
14年度までの主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀な人材の確保 就職ガイダンス等への積極的な参加、大学・高校等への採用試験案内</li> <li>・多様な人材の確保 ハイクラス犯罪捜査官の採用、術科（剣道・柔道）に優れた者の採用</li> <li>・採用・昇任時教養、部門・担当別専科教養等各種研修の継続的实施</li> </ul>				

(3) 政策主導型の県政運営を目指したトップマネジメントの構築

推進項目 55	総合的、戦略的な政策マネジメントの強化	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>最高意思決定機関である庁議の運用を弾力的に行うとともに、知事のリーダーシップのもと、トップマネジメント機能強化とボトムアップ機能強化及び、両者を有機的に連携させた総合的な政策マネジメントシステムを構築していきます。</p> <p>また、庁議における知事の発言を県のホームページで公開するとともに、原則としてマスコミに公開します。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
<p>庁議の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP、マスコミへの公開</li> </ul> <p>トップマネジメント機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策プレーン会議（仮称）の設置・運営</li> <li>・「カモンとくしま」アドバイザースタッフの設置・運営</li> </ul> <p>ボトムアップ機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合政策会議、企画監会議の活性化</li> <li>・ランチタイムミーティングの開催</li> </ul>					
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁議、総合政策会議は随時、企画監会議は毎週月曜日開催</li> </ul>				

推進項目 56	オンリーワン徳島実現のための新たな行動計画の策定・推進	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>本県の魅力、個性を十二分に引き出し、全国に誇りうる「オンリーワン徳島」を実現するため、今後重点的に取り組む施策を取りまとめた新たな行動計画を策定し、推進します。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
オンリーワン徳島実現のための新たな行動計画の策定・推進		策定	推進		
14年度までの 主な推進状況					

推進項目 57	国への政策提言・要望の実施	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>地方分権型社会の確立を目指し、本県の実情に鑑み、国に対して行財政制度及び各種施策の創設、拡充強化等について主張していく必要があることから、地方からの施策提言に、より力点を置いて国への政策提言・要望を実施していきます。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
国への施策提言・要望の実施					
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「徳島の提言・要望」を7月と11月に取りまとめ、国への要望活動を実施（提言は平成8年度から実施）</li> </ul>				

(4) 成果志向に立った行政マネジメントシステムの推進

推進項目 58	政策評価システムの本格導入及びその充実	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>継続事業評価と、新規事業評価を導入するとともに、評価システムの充実を図り、行政運営の継続的な点検評価サイクルを確立します。</p> <p>評価結果を公表するとともに、県民意見の反映に努め、成果重視の行政運営を実現します。引き続き外部評価の方策を検討します。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
継続事業評価の確立及び結果の公表					→
新規事業評価の確立及び結果の公表					→
外部評価の方策の検討・実施					→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価システムの検討を開始（平成11年度）</li> <li>・政策評価システムの試行の拡大（平成13年度）</li> <li>・政策評価システムを本格導入（平成14年度）</li> </ul>				

推進項目 59	目標マネジメントシステムの導入	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>課室毎の組織単位で目標を明確化することにより、職員の職務遂行に対する意識改革を図り、業務の効率性を改善するとともに、「オンリーワン徳島」を実現するための各種施策を推進するため、各年度の職務遂行の方向性や優先順位を明示します。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
目標マネジメントシステムの導入		試行	段階的实施		→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査の実施</li> <li>・目標マネジメントシステムの制度研究</li> </ul>				

推進項目 60	環境マネジメントシステムの推進	所管部局	県民環境部		
内 容	<p>「環境首都とくしま」の実現に向けて、現在導入しているISO14001環境マネジメントシステムの運用状況や費用対効果等を見極めながら、将来の自己宣言方式による取組も視野に入れて、段階的なシステム展開の検討を進めます。</p> <p>また、環境施策等の費用対効果を金額や物量で表す環境会計の導入の可能性について調査研究を進めます。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
ISO14001 環境マネジメントシステムの展開		検討		システム展開	→
環境会計の導入可能性の調査・研究					→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001 環境マネジメントシステムの本庁導入（平成11年度）</li> <li>出先機関導入（平成14年度）</li> </ul>				

推進項目 61	学校評価システムの導入	所管部局	教育委員会		
内 容	学校の教育目標や教育活動の内容・方法、教育効果、学校の管理運営などについて、学校が自らの責任において総合的に評価する「学校評価システム」の円滑な導入を図り、その結果を公表することにより、開かれた学校をつくり、説明責任を果たすとともに、絶えず教育活動の見直しと改善を図ります。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
学校評価システムに関する指針の作成 学校評価システムの本格実施		→			→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践研究協力校の指定（城北高校、徳島商業高校、脇町高校）・実践研究の開始（平成14年度）</li> <li>・学校評価システムに関する検討委員会の開催（平成14年度）</li> </ul>				

#### (5) 経営力を高める組織機構の改革

##### 組織のスリム化・効率化

推進項目 62	出先機関のスリム化・効率化（再編・統合）	所管部局	関係各部		
出先機関名	実 施 概 要	15	16	17	18 (以降)
財務事務所 保健所 福祉事務所 農林事務所 農業改良普及センター 土木事務所	時代の変化に即応し、地方分権型社会における行政需要に的確に対応できる簡素で効率的な組織・体制に再編・整備を行う	再編の方向性の検討	再編整備計画の策定	再編スタート	
女性支援センター	児童相談所との連携による機能強化	施設整備	機能強化		
テクノスクール	中央、南部、西部のスクール体制への再編・統合	検 討		→	整 備
家畜保健衛生所	3所1支所体制から2所1支所体制への再編・統合	検 討	→	順次実施	→

推進項目 63	出先機関のスリム化・効率化（廃止）	所管部局	関係各部		
出先機関名	実施概要	15	16	17	18 (以降)
厚生寮	個別の転居指導	継続実施			
身体障害者福祉センター	障害者交流プラザ（仮称）に機能移転			廃止	
西祖谷山診療所	西祖谷山村に移管	移管			
保育専門学院	民間保育士養成施設に機能移転	廃止			

推進項目 64	出先機関のスリム化・効率化（機能見直し）	所管部局	関係各部		
出先機関名	実施概要	15	16	17	18 (以降)
保健環境センター	先天性代謝異常検査の外部委託の実施	実施			
あさひ学園	入所児童数の減少傾向に対応した入所定員の見直しあり方の検討	見直し			
		検討	順次実施		
日和佐老人ホーム	施設形態と運営手法の見直し	方針決定	見直し		
農業改良普及センター（再掲）	外部評価制度の導入 改良普及事業の見直し	充実 検討		順次実施	
漁業用牟岐無線局	他の無線局との統合を含め効率的な運営形態を検討	検討		順次実施	



推進項目 65	試験研究機関の見直し	所管部局	関係各部		
出先機関名	実施概要	15	16	17	18 (以降)
保健環境センター (再掲)	外部評価制度の導入 成果重視等そのあり方の検討	検討 検討	試行	導入	
工業技術センター	外部評価制度の本格実施 成果重視等そのあり方の検討	本格実施 検討			
農林水産総合技術センター	外部評価制度の充実 成果重視等そのあり方の検討	充実 検討			
製薬指導所	外部評価制度の導入 成果重視等そのあり方の検討	検討	検討	導入	

14年度までの 主な推進状況	・出先機関 104機関(平成10年4月1日現在) 82機関(平成15年4月1日現在)
-------------------	---

推進項目 66	警察署及び交番・駐在所の見直し	所管部局	警察本部		
内容	県民全てが安全で安心して暮らせる社会づくりのために、地域に密着した警察活動の拠点となる警察署のあり方について検討を行うとともに、交番・駐在所の配置の見直しを行います。				
	実施概要	15	16	17	18 (以降)
	警察署のあり方について検討 ・治安情勢等の統計や各種資料に基づく警察署の配置・管轄区域等の見直しを検討 交番・駐在所の配置見直し	調査・検討  順次実施		順次実施	
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年4月1日現在の施設数 15警察署、27交番、147駐在所</li> <li>過去5年間の見直し状況(平成10年4月1日基準) 駐在所5箇所を廃止・統合 老朽化した交番・駐在所について毎年3~4箇所を建替え(建替えに際しては治安情勢等を考慮して場所を選定)</li> </ul>				

### 新たな職員数の削減への取組

推進項目 67	職員数の削減	所管部局	企画総務部		
内 容	平成10年4月1日現在の一般行政部門職員数3,868人を、平成11年度から平成20年度までの10年間で200人(約5.2%)を目標として削減に努めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
一般行政部門職員数の削減(平成20年度までの10年間で200人を目標とする)					→
14年度までの 主な推進状況	・一般行政部門職員数3,764人(平成15年4月1日現在) 平成11年度からの5年間で104人の削減				

### 柔軟で機動的な組織の構築

推進項目 68	組織の大括り化	所管部局	企画総務部		
内 容	時代の変化に伴い、ますます複雑・多様化する県民ニーズに対応し、新たな行政需要や部局をまたがる行政課題に的確に対応するため、柔軟性と機動性に優れ、限られた人的資源を最大限活用し、最小の経費で最大の効果を上げることができる、より簡素で効率的な事務執行体制を再構築します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
出先事務所への担当制の導入		検討	段階的实施		→
チーム制の拡充					→
14年度までの 主な推進状況	・本庁において、本格的な担当制・チーム制の導入(平成13年度～)				

### 県立施設の効率的な運営

推進項目 69	県立施設の効率的運営	所管部局	関係各部		
内 容	スポーツ施設やホール・貸館など県民が広く利用する県立施設について、その設置目的、利用状況等を踏まえ、民間事業者等に運営管理を委ねるなど施設の効率的運用やサービスの向上に努めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
「公の施設の改革推進指針(仮称)」の策定 各県立施設のあり方の検討 効率的運営の実施 サービス向上運動の取組		策定	検討 順次実施		→
14年度までの 主な推進状況		・施設の維持管理業務への競争入札制度の導入検討(各施設)			

推進項目 70	県立福祉施設の運営方法の見直し	所管部局	保健福祉部		
内 容	県立障害・老人福祉施設について、経営の効率化を図るため民間活力を利用した運営手法や施設形態等も含めた将来的なあり方について、県の方針を決定し、具体的に作業を進めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
県の方針を決定 具体的作業の実施		方針決定→	順次実施		
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉関係県立施設検討会の設置（平成9年度）</li> <li>・徳島県公立養護老人ホーム等のあり方協議会の設置（平成14年度）</li> </ul>				

### 審議会等の見直し

推進項目 71	審議会等の見直し	所管部局	関係各部		
内 容	設置及び運営に関する基準を見直し、審議会等の設置目的や開催状況等を点検し、目的を達成したものについては廃止・統合を進めるなど、審議会等の活性化を図っていきます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
設置及び運営に関する要綱（仮称）の策定 審議会等の見直し		順次実施			
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「附属機関等の設置運営基準」策定（平成8年度）</li> </ul>				

## 基本的な考え方

厳しい県財政の状況や国の地方財政制度改革の動向を踏まえ、中長期の視点から健全性を確保し、時代の変化にも柔軟に対応でき、将来にわたり安定的な県民サービスを提供できる、持続可能な財政運営を図っていく。

## (1) 中長期的視点に立った財政運営

国の構造改革により、地方歳出の徹底的な抑制や地方交付税の削減がなされ、また、長引く景気低迷の影響などから、県税収入をはじめとして、財源確保に不透明感が増すなど、本県の財政環境は予断を許さない状況となっており、財政の健全化を引き続き確かなものとし、新たな地方財政環境等に対応し、中長期的視点に立った財政健全化に向けた取組を一層強力に推進していく必要がある。

## (2) 効果的・効率的な予算編成と予算執行

県が、直接、多様な分野の事業を担う右肩上がりの経済成長がもたらした財政構造からの脱却を図り、徹底した事業の取舍選択を行い、県民の共感が得られる行政サービスの提供ができるよう効果的・効率的な予算編成のシステムづくりをするとともに、行政コストや公共工事のコストの計画的な縮減に努めていかなければならない。

## 効果的・効率的な予算編成

厳しい財政状況の下で、オンリーワン徳島の実現を推進していくためには、限られた財源を重点的かつ効率的に配分していく仕組みが、より一層必要となってくることから、個々の施策や事務事業の目的を明確にしながら、成果志向に立って、総合的に行政サービスの質の向上を図っていくための効果的・効率的な予算編成システムを構築していくこととする。

## コスト縮減の徹底

職員一人ひとりが県の財政状況を認識し、庁費、旅費などの一般行政運営経費のみならず様々な事務事業について、常に事務の効率化に心掛け、また、環境に配慮し、省資源化を図りながら、徹底した経費の節減に努めていくこととする。

## (3) 地方税財源充実の取組

地方自治体が自らの選択と財源で、その役割に的確に対処し、地域のニーズに即した行政運営を行うためには、地方税財源の充実・確保が不可欠であり、今後の重要な課題

である。

地方財政制度の改革による地方の自主性・自立性の確立のため、国から地方への税源移譲、財源保障・財政調整機能の堅持などについて、国へ積極的な提言を行っていくとともに、自主財源としての県税収入など歳入の確保に努めていく必要がある。

#### (4) 県有財産の有効活用と適正な管理

県が保有する土地、建物等の財産について、効率的な管理・活用を図るストックマネジメントにより、不要遊休財産等の有効活用を図るとともに、県有施設の省エネルギー対策を推進し、省エネとコスト削減を図るなど、県有財産の有効活用と適正な管理に努めていく必要がある。

#### (5) 企業会計等の健全化

病院事業、企業局所管の企業会計を始め、企業会計的な特別会計については、独立採算制の基本原則に則り、業務運営の合理化及び効率化に徹し、健全経営の確立に努めていく必要がある。

##### 病院事業の経営の健全化

県立病院が、県民が望む適正な医療サービスを将来にわたって安定的に提供していくため、公立病院としての機能分担を図りながら、病院全体として経営健全化に取り組み、経営基盤の確立に努めることとする。

##### 企業局の経営の効率化

電力自由化を始めとする規制緩和の進行など、公営企業を取り巻く経営環境の変化等を的確に見極めた上で、業務全般について、一層の経営の効率化と経営基盤の安定化に努めることとする。

##### 特別会計の健全化

企業会計的な特別会計については、独立採算の原則に照らし、収入の確保や歳出の抑制策など実効性のある収支改善策を講じ、業務運営の合理化及び効率化に努めることとする。

#### (6) 財政関係情報の提供

厳しい財政状況のもと、緊急性、戦略性等の観点から施策の選択と集中を図るには、県民の理解が不可欠であり、そのためには、県の財政状況や予算の内容に関する情報の積極的な提供を行う必要がある。

改革の方向性（目指すべき県庁像）

歳出規模の抑制  
 県債の新規発行の抑制  
 柔軟・機動的な予算システムの構築  
 事業の効率化や経費の徹底した見直し

具体的な推進項目

(1) 中長期的視点に立った財政運営

推進項目 72	財政健全化推進プログラムの改定・実行	所管部局	企画総務部		
内 容	中長期的視点に立った財政運営の基本となる財政健全化推進プログラムを改定し、新たな健全化のための数値目標を設定するなど、財政健全化に向けた取組を推進します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
財政健全化推進プログラムの改定 新たな財政健全化目標の設定 改定後のプログラムの実行 (平成15～19年度)			実行		
14年度までの 主な推進状況	・財政健全化推進プログラムの策定(平成9年度) (計画期間:平成10年度～15年度)				

推進項目 73	中期財政試算の作成	所管部局	企画総務部		
内 容	一定の条件の下に、歳入、歳出全般の中期的な財政の試算を作成し、本県の財政の状況と課題について、県民との間で情報を共有するとともに、中期的な財政運営に活用していきます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
中期財政試算の作成・公表					
14年度までの 主な推進状況	・長期的視点に立った新規県債発行抑制基準による実質的な公債費の抑制 (平成10年度～)				

(2) 効果的・効率的な予算編成と予算執行

効果的・効率的な予算編成

推進項目 74	政策評価システムによる事業の選択と集中	所管部局	企画総務部		
内 容	個々の施策や事務事業について、成果志向に立って、政策評価システムを予算編成に導入し、的確に政策や事業を選択し、限られた財源を有効に重点的に配分し、効果的、効率的な予算編成を行います。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
事務事業評価による継続的見直し 新規事業の選択と集中		実施	改善		
		実施	改善		
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価システム検討開始（平成11年度）</li> <li>政策評価システム試行（平成13年度）</li> <li>政策評価システムの本格実施（平成14年度）</li> </ul>				

推進項目 75	予算編成支援システムの構築	所管部局	企画総務部		
内 容	予算査定、予算案の策定等の一連の予算編成作業について、全庁LANを活用し、支援システムを構築し、作業の効率化、高度化を図ります。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
予算編成支援システムの構築 ・システム開発・改善  ・予算編成		開発	改善		
		本格試行 当初			
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成支援システム基本設計（平成12年度）</li> <li>予算編成支援システム開発（平成13～14年度）</li> </ul>				

コスト縮減の徹底

推進項目 76	行政コストの削減	所管部局	企画総務部、関係各部		
内 容	職員一人ひとりが県の財政状況を認識し、事務の効率化や省資源化を図るため、「行政コスト削減の指針(仮称)」を策定し、徹底した経費の節減に努めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
行政コスト削減の指針(仮称)の策定・実施		策定	実施		
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成方針における各種行政経費の削減指示（各年度）</li> </ul>				

推進項目 77	公共工事のコスト縮減	所管部局	農林水産部、県土整備部		
内 容	限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を通じて社会資本整備を進めていくため、ライフサイクルコストなど新たなコスト概念を盛り込んだ「徳島県公共工事コスト縮減に関する新行動計画」により、総合的なコスト縮減に取り組めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
実施期間(平成13年度～平成20年度) 新行動計画の施策の実施及び実施状況について フォローアップ		順次実施			
新たな課題・施策への適切な対応		順次実施			
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「徳島県コスト縮減推進会議」設置、「徳島県公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」(「旧行動計画」)の策定(平成9年度)</li> <li>・「徳島県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」の策定(平成13年度)</li> </ul>				

### (3) 地方税財源充実の取組

推進項目 78	地方税財源充実のための国への提言	所管部局	企画総務部		
内 容	景気動向や地方交付税、税制などの制度改正が、地方財政に与える影響を常時把握分析するとともに、三位一体の改革を始めとする国の財政構造改革の方向を踏まえながら、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系の構築や国から地方への財源移譲などの地方税の充実強化や地方交付税の財源保障・財政調整機能の堅持など、あらゆる機会を捉え、国へ積極的に提言していきます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
地方税財源充実のための研究・国への提言 ・全国知事会、近畿(四国)知事会等からの要望 ・本県重要要望					
14年度までの 主な推進状況	・地方税財源の充実強化について要望(各年度)				



推進項目 79	県税収入の確保	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>徴収率を向上させるため、個人県民税について、収入確保対策を講じるとともに、自動車税の車検時徴収制度の導入を国に働きかけるなど、税の公平性の確保及び課税・徴収事務の軽減を図ります。</p> <p>外形標準課税については、円滑な導入が図れるよう広報活動等に努めます。課税自主権の活用についても引き続き検討を行います。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
各市町村との共同徴収等の実施充実		順次実施			
自動車税車検時徴収制度の導入について国への要望実施					
外形標準課税の導入		条例改正	順次実施		
・ 県税条例の改正、執行体制の検討、広報活動・法人会計事務研修・外形基準調査					
課税自主権の活用 の 検 討					
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人県民税の市町村との共同徴収の強化 (平成13年度：16市町村、平成14年度：15市町村)</li> <li>車検時徴収制度導入への国への要望(平成13年度～)</li> </ul>				

(4) 県有財産の有効活用と適正な管理

推進項目 80	県有財産のストックマネジメント	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>未利用となった県有地の有効活用を図るとともに、将来とも利活用計画のない土地等については、積極的に売却処分を行います。また、処分に時間を要する土地については、暫定的な活用策も検討します。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
未利用財産データベースの立ち上げ		検討	順次導入		
未利用財産の新たな処分手法(公募抽選方式、参考価格公表、媒介制度導入等)の導入		検討	順次導入		
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産審議会等による全庁的視点に立った有効活用方策等の検討</li> <li>公有財産管理システムの導入(平成14年度)</li> </ul>				

推進項目 81	公用車管理の効率化	所管部局	企画総務部		
内 容	公用車のより一層の効率的な使用・管理と経費の節減を図るため、公用車の貸出範囲の拡大及び県有車両更新基準の改定を検討します。 また、リース制度や出先機関での集中管理について導入に向けた検討を行います。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
公用車貸出範囲の拡大及び県有車両更新基準(軽四輪自動車)の改定		検討	→	順次実施	→
集中管理制度及びリース制度等の導入検討		検討	→	順次実施	→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出車の効率的な運用を図るため、レンタカー予約システムの本格稼働(平成12年度～)</li> <li>・県有車両更新基準(軽四輪自動車を除く車両)の改定(平成12年度～)</li> <li>・県有車両管理システムの導入(平成14年度～)</li> </ul>				

推進項目 82	エスコ(ESCO)事業の導入	所管部局	県民環境部、関係各部		
内 容	地球温暖化対策推進法に基づく県自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの排出抑制措置である実行計画「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」の具体的取組として、県有の建築物に係わる省エネルギー対策を、民間資金型の手法等を活用し推進します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
官民におけるESCO事業の推進		推進	→		
県有建築物へのESCO事業の導入		導入検討	拡大促進		→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とくしま環境県民会議にESCO等推進検討会を設置(官民の建築物について事例研究)</li> <li>・県有建築物について、モデル的なESCO事業の導入可能性の検討</li> </ul>				

(5) 企業会計等の健全化

病院事業の経営の健全化

推進項目 83	病院事業の経営健全化の推進	所管部局	保健福祉部		
内 容	徳島県病院事業中期経営計画の着実な推進に努めるとともに、新たに外部有識者を含む経営監理委員会を設置し、経営体制のあり方を含め、自立的・効率的な経営について検討し、病院事業の経営健全化に取り組みます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
徳島県立病院事業中期経営計画の実施		実施			
徳島県立病院事業経営健全化計画の策定		策定・	実施		
・経営監理委員会の設置		設置・	運営		
・民間委託の推進		順次実施			
・病院間の広域連携の推進		検討			
・地方公営企業法の全部適用の検討（管理者の設置）		検討			
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島県立病院事業中期経営計画策定（平成11年度）</li> <li>・医事部門外部委託、原則院外処方実施、電話交換一部委託、徳島県立病院事業中期経営計画アクションプログラム策定（平成12年度）</li> <li>・徳島県立病院事業中期経営計画等見直し、洗濯業務一部委託（平成13年度）</li> <li>・事務夜間当直一部委託、検査部門委託検討（平成14年度）</li> </ul>				

推進項目 84	効率的で質の高い医療供給体制の整備	所管部局	保健福祉部		
内 容	<p>県民により効率的でより質が高く、透明性の高い医療を提供するため、各県立病院に電子カルテ等の総合医療情報システムを導入し、経営効率の向上と時間待ちの減少等の患者サービスの向上の両立を目指します。</p> <p>また、第三者による客観的な評価を得て機能向上を図るため、（財）日本医療機能評価機構による病院機能評価を受審します。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
総合医療情報システムの導入			海部病院 導入完了		中央病院 電子カルテ導入
病院機能評価の受審		中央病院 受審中	海部病院 準備開始	三好病院 更新	
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合医療情報システム <ul style="list-style-type: none"> <li>中央病院：平成11年度より導入開始、平成14年度導入完了</li> <li>三好病院：平成12年度より導入開始、平成14年度導入完了</li> <li>海部病院：平成14年度より導入開始（電子カルテ付）</li> </ul> </li> <li>・病院機能評価の受審 <ul style="list-style-type: none"> <li>三好病院：平成11年度から受審準備開始、平成12年度認定証取得</li> <li>中央病院：平成14年度から受審準備開始</li> </ul> </li> </ul>				

## 企業局の経営の効率化

推進項目 85	長期経営計画の策定	所管部局	企業局		
内 容	<p>企業局の事業経営を抜本的に検証し、経済・社会情勢の変化に対応した経営方針を明確化し、具体的施策等を計画的に推進していくための指針となる長期経営計画を策定します。(平成15年度を初年度とする10ヶ年計画)</p> <p>特に、経営基盤の強化等に係る重要事項は、行動計画を作成し、進行管理を行います。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
長期経営計画策定 行動計画の推進		順次実施			
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の経営状況と課題の把握(平成13年度)</li> <li>各事業の課題の改善策の検討(平成14年度～)</li> <li>長期資金計画の検討(平成14年度～)</li> </ul>				

推進項目 86	未売却用地の有効活用 (工業団地のリース方式の導入と対象業種の拡大)	所管部局	商工労働部 企業局		
内 容	<p>借地借家法に規定する「事業用借地」を活用し、立地企業に対して、工業用地を10年から20年の期間でリースを行います。</p> <p>また、現在の企業誘致の状況を踏まえ、誘致対象業種の拡大について検討を進めます。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
工業団地のリース方式による企業立地の推進 対象業種の拡大		検討	順次実施		
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>西長峰工業団地にリース方式の導入(平成14年度)</li> </ul>				

推進項目 87	駐車場事業の効率化	所管部局	企業局		
内 容	<p>駐車場事業の効率化を図るため、自動精算方式を導入する等、管理運営コストの削減に努めることにより、(財)徳島県企業公社の組織・業務の見直しを行うこととします。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
駐車場事業の効率化(企業公社の見直し)		計画策定	順次実施		
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場事業の経営状況と課題の把握(平成13年度)</li> <li>駐車場事業の経営安定化に資する長期工事計画の検討(平成13年度～)</li> <li>駐車場事業の課題の改善策を検討(平成14年度～)</li> </ul>				

## 特別会計の健全化

推進項目 88	特別会計の健全化	所管部局	農林水産部、県土整備部		
内 容	<p>県有林県行造林特別会計は、木材価格の長期にわたる低迷等の影響を受け、経営が安定的ではないことから、将来にわたり木材価格が低迷することも考慮に入れた一層の効率的な経営を進めます。</p> <p>また、港湾等整備事業特別会計は、独立採算性と事業の公共性の観点から、事業コストの縮減・収入の確保・資金計画等について、見直しを実施し、会計の健全性を確保します。</p>				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
<p>県有林県行造林特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営林の長期整備・保全計画の策定</li> <li>・効率化の推進</li> </ul>		順次実施			
<p>港湾等整備事業特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業コストの縮減・収入の確保・資金計画等に係る見直し</li> <li>・造成土地の売却を含めた港湾施設の利活用策の推進</li> <li>・現行会計制度による決算データを基にしたバランスシートの作成、公表</li> </ul>		順次実施			
		順次実施			
		順次実施			
14年度までの主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有林県行造林特別会計 管理体制の見直し（県営林監視員の勤務日数の見直し） 事業借入金の廃止（補助事業等の有効活用）</li> <li>・港湾等整備事業特別会計 平成12、13年度末日を基準日とする、普通会計と公営企業会計等を含めた徳島県全体のバランスシートを作成、公表</li> </ul>				

## (6) 財政関係情報の提供

( 継続重点取組 )

推進項目 89	財政情報の積極的な提供	所管部局	企画総務部		
内 容	<p>厳しい財政状況が続く中、施策の選択と集中を図るためには、県民の理解が不可欠であり、県の財政状況や予算の内容に関する情報を積極的に提供します。</p> <p>新たに、中期財政試算をわかりやすくまとめ、公表するとともに、政策評価を含めた主要事業の内容についても公表します。</p>				
14年度までの主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とくしま予算読本の作成（平成11年度～）</li> <li>・県ホームページによる財政状況や予算の公表（平成12年度～）</li> </ul>				

推進項目 90	バランスシートや行政コスト計算書の作成、公表	所管部局	企画総務部		
内 容	財務決算情報について、従来からのフロー面の指標に加えて、ストック面での状況を総合的に把握するため、バランスシートや公営企業会計等を含む県全体のバランスシートを作成するとともに、地方公共団体の行政活動に関する費用を説明する計算書である行政コスト計算書の作成、公表に努めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
県民にわかりやすいバランスシート、行政コスト計算書の作成、公表 キャッシュフロー計算書の作成		検討	作成		
14年度までの 主な推進状況	・バランスシート、行政コスト計算書の作成、公表(平成12年度～)				

**基本的な考え方**

公務員制度の見直しや地方自治制度の枠組みが大きく変わろうとしている中で、職員一人ひとりの意識と行動様式、それを取り巻く組織文化の変革が求められている。

従来の価値観にとらわれない柔軟な発想を展開し、創りかえる勇気と気概を持った職員を【新たな人(的)財(産)】として育成するため、新しい行動計画に基づいた職員の意識改革に取り組むとともに、職員倫理の確立、人材育成のビジョンに立った人事・研修制度の充実を図っていくこととする。

**【求められる職員像】****県民の目線に立って考え行動する職員**

行政は県民にとって、いわば、最大のサービス産業であり、職員一人ひとりが、全体の奉仕者として「顧客である県民の幸せに直結した行政サービスとは何か」を念頭に置き、常に県民の目線に立って考え、行動することが重要である。

そして、このことは、単に職員個々の自覚に期待するだけでなく、政策評価システムや県民意向調査など様々な制度やシステムを通して、組織全体で共有を図っていく必要がある。

**変革に挑戦する職員**

県政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、「うまくいっているから変えない」のではなく、「もっとうまく行くように変える」、「これまでうまくやってきたからこそ変える」という姿勢が大切である。

そのため、これまでとかく陥りがちだった行政主導の発想や前例踏襲などにとらわれず、従来の枠組みを超えた発想で新たな施策を構想するなど、失敗を恐れず、積極的に変革に挑戦していくことが重要である。

**創造性と経営感覚に富む職員**

新たな改革を担う職員にとっては、複雑多様化する住民ニーズや価値観の変容を的確に捉え、県政全体の組織としての目標と其中での自己の役割を十分認識し、プロの行政マンとして自信を持って、バランスのとれた責任のある仕事のできる優れた創造性と経営感覚を持つことが不可欠である。

### (1) 職員の意識改革

改革を進めていく上で、職員の意識改革は不可欠であり、改革の理念・ビジョンを明確にし、職員全体で共有することが大切である。

職員一人ひとりの改革意欲を高め、現場からの主体的な改革としていくため、職員の意識改革に積極的に取り組む必要がある。

### (2) 職員倫理の確立

県行政に対する県民の理解と協力を得るためには、職員一人ひとりが、常に全体の奉仕者であることを自覚し、日々の業務を通じて、県民の期待と信頼に応えていくことが重要である。

そのため、職員の職務に係る倫理の保持に資するための必要な措置を講ずることにより、職務執行の公正さに関する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する信頼確保に取り組んでいかなければならない。

### (3) 人材育成のビジョンに立った人事・研修制度の構築

これからの地方自治を支え、様々な県政課題に取り組んでいくためには、県行政を担う職員一人ひとりの資質や能力を高め、個性や能力を最大限に発揮させることが重要である。

目指すべき職員像を明らかにし、主体的に能力開発に取り組むことのできる職場環境づくりを推進するとともに、職員の積極的な意思を反映する機会の拡充や能力や成果が適正に評価される人事システムの導入など、人材育成の視点に立った人事・研修制度の構築に取り組んでいく必要がある。

#### 能力開発型研修の充実

職員自らが目標を設定し、主体的に能力開発に取り組む自己啓発研修や、職場での日々の活動が、仕事の進め方はもちろん、人材育成の機会となるよう、職場研修を充実し、支援することとする。

また研修制度の見直しにおいては、職員個々の職務内容や特性に応じた主体的な能力開発に配慮する他、新たな行政課題に対応する研修科目の充実を図る。

さらに、民間の経営感覚や高度な専門的知識の習得はもとより、職員の意識改革を促進し、幅広い視野を持って政策を実行できる人材を育成するため、女性職員の積極的な派遣も含め、派遣研修の一層の充実を図っていく。

#### 人を育てる人事制度の改革

県民の目線に立って発想し、行動する職員を育成するため、その意欲や能力を最大限に引き出す、人材の育成を念頭に置いた人事管理を行うことが重要である。

その中で、職員の主体的な能力の開発を適正に評価することに加え、庁内公募制の導入など、職員の積極的な意思に基づき能力や適性を発揮できる機会を提供するとともに、女性職員の活用・登用を積極的に行うなど、職員の勤務意欲の喚起を図るものとする。



人を育てる職場環境づくり

職員に対する適切な指導、自己啓発や能力向上のための様々な研修への参加を促進するなど、職員の自発的な向上意欲を支援する職場の雰囲気作りや、全ての職員が安心してその職務に専念できる自由で風通しの良い職場環境づくりに努めることとする。

改革の方向性（目指すべき県庁像）

お役所文化との決別（活力ある職場の創造）

改革意識・ビジョンの共有

県民の信頼と期待に応えられる職員の育成

具体的な推進項目

(1) 職員の意識改革

意識改革行動計画の展開

職員の意識改革は、全庁的・継続的に取り組む必要があることから、改革意識を段階的に高めていくための行動計画を展開していくこととする。

推進項目 91	リフレッシュ・プロジェクトの推進	所管部局	全部局		
内 容	これまでの国依存型行政から地域自立型行政への転換を図り、本県の優れた潜在能力を引き出す（リフレッシュ）とともに、県民の思いや夢を一つでも多くかなえるため、その目線に立ち、愛してやまない徳島の輝ける未来を切り拓く「オンリーワン徳島」の実現を目指すための意識改革を進めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
リフレッシュ・プロジェクトの推進					
14年度までの 主な推進状況					

【具体的戦略】

ステージ1 改革意識の醸成

改革が目に見える形でスタートしたということを職員全員に実感させる

【プロジェクト実施例：新プランの策定・公表・周知】

ステージ2 参加意識の高揚

職員一人ひとりが改革に参加しているという意識の高揚を図る

【プロジェクト実施例：3R運動の展開】

ステージ3 主体的取組への転換

改革に対する職員の自立性を促し、主体的取組への転換を図る

【プロジェクト実施例：目標マネジメントシステムの導入】

フォローアップ・アシストステージ

職員意識の現状把握、職員資質の向上を図るとともに、改革ビジョンの共有を推進する

【プロジェクト実施例：改革出前講座の実施、マニュアルハンドブック作成、職員アンケート調査実施等】

(2) 職員倫理の確立

推進項目 92	倫理条例の制定	所管部局	企画総務部		
内 容	職員の職務に係る倫理の保持に資するための必要な措置を講ずることにより、職務執行の公正さに関する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する信頼を確保することを目的として、「徳島県の公務員倫理に関する条例」を制定します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
倫理条例・倫理規則の制定・施行					
14年度までの 主な推進状況					

推進項目 93	業務改善・公益通報制度の導入	所管部局	企画総務部		
内 容	県行政の執行に携わる者が、日常業務を遂行する上で生じた課題や、意思決定過程において感じた疑問について、各職場での改善が図られない場合において、通常の事務処理ラインとは別に、提案、相談できる窓口を設置し通報の機会を拡充することにより、組織の風通しと自浄能力の向上を図り、より透明で公正な県政の推進に資することを目的として、業務改善・公益通報制度を導入します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
業務改善・公益通報制度の導入		検討	試行導入		
14年度までの 主な推進状況					

### (3) 人材育成のビジョンに立った人事・研修制度の推進

#### 能力開発型研修の充実

推進項目 94	能力開発型研修の充実	所管部局	企画総務部		
内 容	職員個々の職務内容や特性に応じ、主体的な能力の開発に取り組むことができるよう、選択科目の充実を図るとともに、職場研修の充実や単位制の導入など、研修制度の見直しについて検討を行います。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
研修制度の見直し (職場研修の充実、単位制の導入検討など)		検討	方針策定	一部施行	
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修センター研修の充実（選択制の拡充等）</li> <li>・長期派遣研修の充実</li> <li>・自己啓発研修への支援</li> </ul>				

#### 人を育てる人事制度の改革

( 継続重点取組 )

推進項目 95	職種間の流動化の促進	所管部局	企画総務部
内 容	職員の職種・職域を固定的なものと考えず、職種間の流動化をより一層進め、職員の持つ能力の活用と職場の活性化を目指します。		
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業職や土木職等の技術職員を、県全体の企画立案や政策調査等の部門に配置</li> <li>・林業職等の技術職員を環境部門に配置</li> <li>・保健師等の技術職員を児童相談所などの福祉部門に配置</li> <li>・研究職の技術職員を行政部門に配置</li> </ul>		

推進項目 96	庁内公募制の導入	所管部局	企画総務部		
内 容	特定の職・業務を掲げて職員の配置希望を募り、定期人事異動に反映させるよう努め、職員の意欲向上とその能力の一層の活用を目指します。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
庁内公募制の実施					→
14年度までの 主な推進状況					

推進項目 97	女性職員の能力活用	所管部局	企画総務部		
内 容	県庁職場における男女共同参画を促進するため、女性職員の一層の能力活用を目指した行動計画を作成し、多様な職務経験を付与するよう努めるとともに、研修の機会を充実し、意欲と能力のある女性職員の育成・登用に努めます。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
行動計画の策定・実施		策定	実施		→
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収税業務、用地交渉業務等の折衝業務や政策の企画立案業務などに女性職員を配置</li> <li>・ 政策研究大学院大学や自治体国際化協会などへの長期派遣研修に女性職員を派遣</li> <li>・ 職員の意識啓発を図るための研修の充実</li> </ul>				

推進項目 98	能力・成果重視の評価・給与システムの構築	所管部局	企画総務部、教育委員会、警察本部		
内 容	国における公務員制度改革の検討状況や本県の実情を踏まえながら、職員の意欲、能力を引き出すための公正で納得性の高い評価システム及び個人の能力や成果が適切に反映される給与制度の構築に向け検討を行います。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
新しい評価システム、給与システムの構築		検討			→ 実施 →
14年度までの 主な推進状況					

推進項目 99	民間の人材の活用（校長への民間人任用等）	所管部局	企画総務部、教育委員会		
内 容	高度な専門的知識を有する民間の人材の活用を積極的に行うこととし、民間経験者の職員への採用や任期付き採用制度の導入について検討をします。教育分野においては、優れた経営手腕と柔軟な発想、企画力を備えた人材を校長として広く民間から任用し、学校現場の活性化を図ります。				
実 施 概 要		15	16	17	18 (以降)
任期付職員の採用制度の導入		検討	順次導入		
民間人校長の任用 H15.4.1 付で任用し、藍住東小学校、川内中学校、徳島北高校へ1名ずつ配置		3名任用・任用の効果について検証			
14年度までの 主な推進状況	・民間人校長の募集、採用予定者の決定（平成14年度）				

### 人を育てる職場環境づくり

（継続重点取組）

推進項目 100	働きやすい職場環境づくり	所管部局	企画総務部		
内 容	職員の心身の健康保持・増進、公務能率の向上を図る観点から、超過勤務の縮減に積極的に取り組みます。 また、庁舎内における分煙の徹底やセクシュアルハラスメント対策、メンタルヘルス対策や生活習慣病の予防などの職員の健康管理対策を推進し、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。				
14年度までの 主な推進状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空間分煙の実施(本庁舎：平成10年度～、各合同庁舎：平成11年度～)</li> <li>・「総実勤務時間の短縮に向けた取り組みに関する指針」の策定（平成12年度～）</li> </ul>				

## 用語解説

### 【あ行】

#### ISO14001 (P35)

企業や行政機関が事業活動などを通じて、環境に与える負荷をできるだけ低減していこうとするシステムを構築し、継続的に改善していくことを求めている国際規格

#### IT (Information Technologyの略) (P2、12、23、26、27、29、33)

コンピュータやインターネットを支える機器類やソフトウェア技術のこと

#### アドプトプログラム (P15)

地域住民や企業等が、道路や河川などの公共物の一定区間を自分たちの養子とみなし、定期的に清掃等を自主的に意欲を持って行う制度

#### e-ラーニング (P27)

IT活用による効率的で効果的な授業やネット上にバーチャルスクール空間を実現するなど、教育へのIT利用を推進すること

#### エスコ(ESCO)事業 (P47)

公共施設などの省エネルギー改善・推進を包括的に請け負い、コスト削減と環境負荷低減を支援する事業

#### NPO (Non-Profit Organizationの略) (P5、14、17、18)

「非営利組織」という意味で、保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う非営利団体

### 【か行】

#### 外郭団体 (P15、22)

県が出資している法人など、事業内容が県行政と密接に関係する団体

#### 課税自主権 (P46)

地方公共団体が地方税を自ら課税する権限のこと

#### 環境会計 (P35)

環境保全のために投じたコストと効果を、可能な限り定量的に測定・分析・公表するための仕組み

#### 環境マネジメントシステム (P35)

組織が、自ら定めた、環境負荷の軽減等の環境活動を継続的に推進する環境方針に基づき「環境目的・環境目標」を策定、実施、評価、見直しするための仕組みで、PDCAサイクルにより推進される

## **CALS/EC (Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electronic Commerceの略)( P 1 3 )**

公共事業支援統合情報システムのこと。事業のライフサイクル全般（調査・計画、設計、入札、施工及び維持管理）において発生するいろいろな情報を、統一の決まりのもとに電子化し、ネットワークを利用して効率的に交換・共有すること。

## **行政コスト計算書 ( P 5 1 )**

資産形成に繋がらない行政サービスの費用（コスト）という側面から、1年間に実施された行政活動の実績を把握するもの。企業でいう損益計算書。

## **行政マネジメントシステム ( P 2 3、 2 4、 3 5 )**

企画（PLAN）、実施（DO）、評価・検証（CHECK）、改革・改善（ACTION）という業務の見直しサイクルをしっかりと機能させ、効果的・効率的な運営を可能とさせる経営手法

## **警察署協議会 ( P 3 2 )**

地域の安全に関する問題について地域住民の意見、要望を聴いて、警察署の業務運営に民意を反映させるために設置された機関。県下15警察署の全てに設置されている。

## **構造改革特区構想 ( P 2 1 )**

地方自治体や民間が、一定地域を対象とする活性化策を独自に提案し、政府が必要な規制の緩和・撤廃を特例として認めることで、経済の活性化を図る構想

## **コミュニティビジネス ( P 1 4 )**

地域の環境と資源を活用し、地域社会の再生・発展を目指して行われる特産品づくりや子育てサービスなどの事業

### **【さ行】**

## **財源保障機能 ( P 2 )**

各地方自治体が標準的な行政運営ができるよう、地方交付税制度において地方の歳出を考慮し、歳入と歳出の差額を補てんする機能

## **財政調整機能 ( P 4 2 )**

各地方自治体毎の税収の偏在に伴う財政格差を是正する機能

## **自主財源 ( P 4 2 )**

地方公共団体が、自ら課税権を行使することにより賦課徴収する地方税、事務事業を提供することに伴い、受益者から徴収する使用料及び手数料、財産の売払収入、財産の貸付収入、預金利子等

## **住民基本台帳ネットワーク ( P 2 6 )**

氏名、住所等の居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国的な本人確認を可能とするシステム

## **ストック（P 5 1）**

道路や学校など、将来にわたり公共サービスを提供できる資産のこと

## **ストックマネジメント（P 4 2、4 6）**

施設の保全計画や保全情報を連携させて、バランスの取れた効果的な施設の管理を行うシステム

## **3リー（フリー、タイムリー、フレンドリー）（P 1 1）**

自由（フリー）、適時（タイムリー）、親身（フレンドリー）の「3リー」を基本に、県民との対話を積極的に進め、コミュニケーションを図りながら一緒につくる県政「オープンとくしま」の実現を図るためのキーワード。自由（フリー）の意味するところは、様々な制約をできるだけ取り除き、県民との関係をより自由（フリー）なものにしていくこと。

## **政策評価システム（P 3 5、4 4）**

施策や事務事業の目的を明確にしなが、県民とともに共有できる成果を目標に、それを効率的に達成するための企画、実施、評価・検証、改革・改善という継続的な取組を制度化する手法

## **セクシュアルハラスメント（P 5 8）**

性的嫌がらせ。職場において、相手の意に反した言動を行い、それへの対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

## **総合医療情報システム（P 4 8）**

病院での医療に関わる全ての情報（処方・注射指示などのオーダデータ、検査結果データ、医療費データ等）をトータルに管理するシステム。迅速な検索を可能にし、教育・研究データとして、また経営管理面でも有効活用できる。

## **総合学科（P 3 1）**

従来の普通科、専門学科と並ぶ第3の学科であり、幅広く開設された選択科目の中から、生徒が自分の興味・関心、将来の進路に合わせて主体的に選択履修でき、普通教育と専門教育を総合的に学習できる学科。県内では、平成9年から城西高校、平成15年度から新野高校、鳴門第一高校にも導入されている。

### **【た行】**

## **単位制（P 5 6）**

多様な選択科目の中から所定の単位の履修を義務づけることにより、職員の主体的な能力開発を支援する制度

## **単位制（高校）（P 3 1）**

学年の区分がなく、入学から卒業までに決められた単位を修得すれば卒業できる新しいタイプの高校。県内では、平成12年度から穴吹高校が導入しており、平成16年度から富岡西高校にも導入される。



### **地域活性化統合補助金（P 1 6）**

市町村等が自由な発想のもとに実施する魅力ある地域づくりに向けたソフト事業に対する補助金のこと

### **知的クラスター（P 2 1）**

知的創造の拠点である大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発型企業等が集積する研究開発能力の拠点。「クラスター」とは、ブドウの房の意味。

### **庁議（P 3 4）**

知事、各部局長などで構成される県の最高意思決定機関

### **庁内公募制（P 5 3、5 7）**

職員の士気と意欲の高揚を図り、組織全体を活性化させることを目的として、一定のポストについて職員から配置希望を申し出させる制度

### **庁費（P 4 1）**

行政運営に必要な消耗品費、印刷費、光熱費などの経費のこと

### **道州制（P 2 0）**

現行の都道府県をいくつかの大きなブロックに分けて統合し、「道」や「州」の広域的な地方自治体を設置しようとする構想のこと

#### **【な行】**

### **ナレッジマネジメントシステム（P 2 9）**

組織目的を達成するために、職員が持っている知識やノウハウを、全職員が共有・活用できるようにする仕組み

### **New Public Management（P 2 4）**

政策評価など、民間の経営手法を行政に導入すること

#### **【は行】**

### **パブリシティマニュアル（P 9）**

県政に関する情報をマスメディアを通じて県民に伝える広報活動の手引き

### **パブリックコメント（P 1 2）**

政策立案を行う際に、検討段階の案を公表して県民から意見を求め、提出された県民の意見を施策に反映させていく手続き

### **バランスシート（P 5 1）**

これまでの行政活動により県民の財産として形成されてきた道路、学校などの資産の状況と、その一方での県民の負担となる負債の状況を整理し、資産と負債の相関関係を示したもの。企業でいう貸借対照表。

## **P F I (Private Finance Initiativeの略)( P 2 2 )**

民間の資本やノウハウを活用して社会資本整備を進める手法。1990年代初めにイギリスで考案された。

## **B P R (Business Process Reengineeringの略)( P 2 8 )**

業務のコスト、時間、品質を根本的に改善する、組織全体で取り組む業務改革

## **病院機能評価 ( P 4 8 )**

病院の医療機能を院内・院外から定期的に評価するシステム。審査は、病院の設備、医師・看護師数と資格、カルテ内容、院内感染、誤診、輸血ミス・点滴ミスなどで、結果を公表する。

## **フロー ( P 5 1 )**

一定期間における資金の流れのこと

### **【ま行】**

## **メールマガジン ( P 9 )**

インターネットの電子メールを使い、登録読者に情報を配信する仕組み

### **【や行】**

## **予算編成支援システム ( P 2 8、 4 4 )**

予算編成業務にネットワークコンピュータを利活用し、集計・作表・分析等の作業の省力化と処理時間の短縮を図るとともに、業務の効率化を図るシステム

### **【ら行】**

## **ライフサイクルコスト ( P 4 5 )**

建設物の構想・計画段階から供用期間を経て解体に至るまでの全過程での総コストのこと

## **ロケーションサービス ( P 1 6 )**

地元、地域での映画、テレビ、CM等のロケを支援、推進する取組のこと

### **【わ行】**

## **ワークショップ ( P 1 3 )**

まちづくりなどにおいて、地域に関わる多様な人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくりを進めていく方法

## **ワンストップサービス ( P 1 6、 2 3 )**

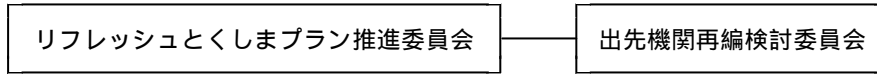
申請・届出等の手続きに際し、複数箇所又は複数回にわたり、行政機関を訪れることが必要なものについて、オンライン化等により、究極的には1箇所又は1回で、各種の行政サービスを提供すること

## 参 考 資 料

- 1 行財政システム改革の推進体制について
- 2 リフレッシュとくしまプラン推進委員会設置要綱
- 3 リフレッシュとくしまプラン推進委員会委員名簿
- 4 出先機関再編検討委員会委員名簿
- 5 行財政改革への取組の経過等について
- 6 徳島県構造改革検討委員会設置要綱
- 7 徳島県構造改革検討委員会委員名簿

## 行財政システム改革の推進体制について

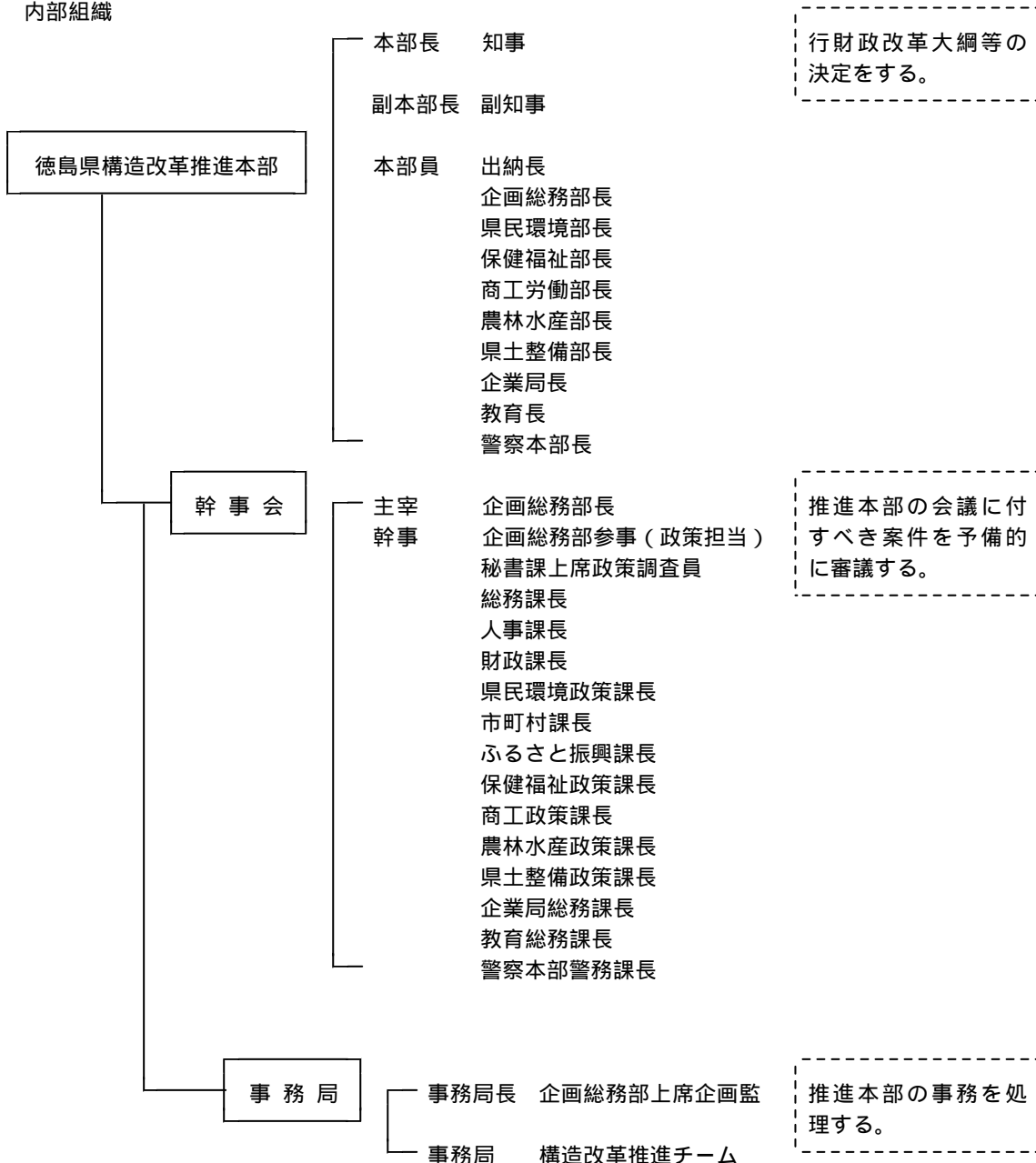
### 1 外部有識者による組織



( 徳島県構造改革検討委員会 H15.10.23 まで )

会長、委員

### 2 内部組織



行財政改革大綱等の決定をする。

推進本部の会議に付すべき案件を予備的に審議する。

推進本部の事務を処理する。

## リフレッシュとくしまプラン推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化を踏まえ、地方分権社会にふさわしい、県民の目線に立った、本県の行財政改革を推進することを目的として、リフレッシュとくしまプラン推進委員会(以下「委員会」という)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、リフレッシュとくしまプラン(以下「プラン」という)の着実な推進に対し、助言、提言を行うものとする。

### (構成)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、県の行財政運営について優れた識見を有する者等から知事が委嘱する。

### (会長)

第4条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行う。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

### (小委員会)

第6条 委員会に、プラン推進の重要な事項である出先機関の再編の方向性や再編案について検討するため、小委員会を設置する。

2 小委員会を構成する委員は、知事が委嘱する。

3 小委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画総務部構造改革推進チームにおいて処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成15年10月24日から施行する。

2 この要綱は、委員会の任務終了後は、その効力を失う。

リフレッシュとくしまプラン推進委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名	現 職
粟飯原 一 平	東海運(株)代表取締役
阿 部 頼 孝	徳島文理大学短期大学部学部長・教授
伊 勢 悦 子	徳島県民生委員児童委員協議会会長
井 関 佳穂理	公認会計士
植 田 貴世子	(株)ステラ代表取締役
加 渡 いづみ	消費生活アドバイザー
桑 原 恵	徳島大学教授
土 井 五 男	四国労働金庫常勤理事
友 滝 洋 子	藍住町国際交流協会会長
布 川 嘉 樹	富士ファニチア(株)代表取締役社長
増 金 賢 治	徳島県町村会常務理事・事務局長
山 下 直 家	(株)阿波銀行代表取締役会長
若 山 浩 司	四国大学大学院教授

出先機関再編検討委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名	現 職
阿 部 頼 孝	徳島文理大学短期大学部学部長・教授
井 関 佳穂理	公認会計士
川 西 正 夫	阿南商工会議所青年部会長
川 人 敏 男	とくしま地域政策研究所理事長
千 葉 秀 治	阿波池田商工会議所青年部会長
友 滝 洋 子	藍住町国際交流協会会長
野 口 順	鴨島町長
増 金 賢 治	徳島県町村会常務理事・事務局長
吉 浜 隆 雄	市長会事務局長
若 山 浩 司	四国大学大学院教授

## 行財政改革への取組の経過等について

### <平成 9年度>

- ・ H 9 . 6 . 2 5 「アクション21」スタート
- ・ H 1 0 . 3 . 3 1 財政健全化推進プログラム策定

### <平成10年度>

- ・ H 1 0 . 5 . 2 9 地方分権推進計画閣議決定
- ・ H 1 0 . 1 2 . 2 8 3 Cプロジェクト(最終とりまとめ)作成
- ・ H 1 1 . 3 . 2 9 「アクション21(新行財政システム推進大綱改訂版)」策定

### <平成11年度>

- ・ H 1 1 . 4 . 9 「アクション21(新行財政システム推進大綱改訂版)」公表

### <平成12年度>

- ・ H 1 2 . 4 . 1 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」施行  
総務部アクション21推進チームの設置
- ・ H 1 2 . 6 . 2 「本庁組織の再編についての取組方針」決定
- ・ H 1 2 . 1 2 . 1 5 「徳島県部設置条例の一部を改正する条例」議決

### <平成13年度>

- ・ H 1 3 . 4 . 1 本庁組織の新体制スタート
- ・ H 1 4 . 2 . 1 8 **徳島県構造改革推進本部を設置**(教委、警察、企業局を含む)
- ・ H 1 4 . 3 . 3 1 新3 Cプロジェクト(最終とりまとめ)作成

### <平成14年度>

- ・ H 1 4 . 4 . 1 企画総務部構造改革推進チームの設置
- ・ H 1 4 . 8 . 6 第1回構造改革検討委員会開催
- ・ H 1 4 . 1 1 . 2 2 第2回構造改革検討委員会開催
- ・ H 1 4 . 1 1 . 2 6 パブリック・コメント(県民意見提出制度)実施  
22名から72件のご意見を頂きました。
- ・ H 1 5 . 2 . 1 8 第3回構造改革検討委員会開催
- ・ H 1 5 . 3 . 2 5 「徳島県構造改革基本方針」策定・公表

### <平成15年度>

- ・ H 1 5 . 9 . 9 第4回構造改革検討委員会開催
- ・ H 1 5 . 1 0 . 2 4 「リフレッシュとくしまプラン」策定  
「リフレッシュとくしまプラン推進委員会」設置  
「出先機関再編検討委員会」設置



## 徳島県構造改革検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化を踏まえ、中長期の視点に立って、多様な行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう、本県の行財政の構造及びシステムの再構築を検討することを目的として、徳島県構造改革検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、県行財政に関する基本的事項について調査検討を行い、助言、提言を行うものとする。

### (構成)

第3条 委員会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、県の行財政運営について優れた識見を有する者及び公募により選ばれた者を、知事が委嘱する。

### (会長)

第4条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行う。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部構造改革推進チームにおいて処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成14年7月5日から施行する。

2 この要綱は、委員会の任務終了後は、その効力を失う。

## 徳島県構造改革検討委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名	現 職
阿 部 頼 孝	徳島文理大学短期大学部学部長・教授
伊 勢 悦 子	徳島県民生委員児童委員協議会会長
植 田 貴世子	(株)ステラ代表取締役
桑 原 恵	徳島大学教授
土 井 五 男	四国労働金庫常勤理事
友 滝 洋 子	藍住町国際交流協会会長
布 川 嘉 樹	富士ファニチア(株)代表取締役社長
増 金 賢 治	徳島県町村会常務理事・事務局長
山 下 直 家	(株)阿波銀行代表取締役会長

氏名欄の 印は、会長を示す。

氏名欄の 印は、公募委員を示す。

石井哲夫委員(公募) 辰巳真一委員は、平成15年3月31日付けで辞任し、辰巳委員の後任として増金委員が平成15年4月1日付けで就任。